

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(平成30年3月2日)

○ 村山繁生委員長

皆さん、おはようございます。連日、お疲れさまでございます。

それでは、昨日に続きまして予算常任委員会総務分科会並びに総務常任委員会を開催いたします。

きょうは、財政経営部からスタートしたいと思いますので、よろしく願いいたします。まず、部長より一言ご挨拶をいただきます。

○ 内田財政経営部長

おはようございます。連日の審査、ご苦労さまでございます。財政経営部の内田でございます。

私ども平成30年度当初予算、平成29年度と平成30年度の当初予算の補正予算ということと、一般議案ということでご審議いただきますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財産管理費

第23目 諸費中収納推進課、財政経営課関係部分

第2項 徴税费

第4款 衛生費

第4項 病院費

第8款 土木費

第7項 下水道費

第12款 公債費

第13款 予備費

第2条 債務負担行為（関係部分）

第5条 歳出予算の流用

議案第81号 平成30年度四日市市桜財産区予算

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第23目諸費中収納推進課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為（関係部分）、第5条歳出予算の流用、議案第81号平成30年度四日市市桜財産区予算についての審査を行います。

これらについては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、まず、資料の説明を求めます。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

管財課の芝田です。よろしくお願いをいたします。

さきの議案聴取会におきまして請求のありました資料につきまして、順にご説明をさせていただきます。

タブレットでございますが、02の総務常任委員会、13の平成30年2月定例会議、11の財政経営部（追加資料）をお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

お願いします。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

資料のほうでございますが、4ページのほうに平成30年度導入予定の公用車におきます購入とリース、これの車両1台当たりの経費比較、記載のほうをさせていただいております。こちらのほうをお願いいたします。

こちらのほう、平成30年度に新規に導入を予定しております車両につきましては、一番右でございますが、合計で11台ございます。それぞれの車両につきまして購入の場合とリースの場合、これの経費の比較を一覧表にしたものでございます。

まず、一番上の管財課でございますが、車種は軽貨物。経費比較期間は7年。上から四つ目の社会教育課のほうまで車種は軽貨物ということでございまして、車種ごとに詳細な比較表のほうを添付いたしております。

別紙①でございますが、5ページのほうでございます。

こちらのほうが、管財課におけます軽貨物の比較表でございますが、購入の場合の費用につきましては、車両本体価格、重量税、自賠責保険、車検整備費、法定点検費等の車両の調達・維持に関する経費、そして人件費でございますが、こちらのほうは管財課の車両61台、これを臨時職員2名で管理することを想定しまして、車両1台当たり1年に4万5132円、これ、必要というふうな形で算出したものでございますが、こういった経費を含めまして車両購入の場合は合計で185万4801円と、リースの場合の費用につきましては154万2240円ということで、リースのほうが31万2561円安くなっていると、そういう経費の比較でございます。

もう一度、4ページのほうに戻っていただきまして、次に市民税課とこども保健福祉課、国体推進課の車両1台の車種、これにつきましては車両の車種が軽乗用ということで6ページのほうに別紙②でございますが、市民税課の軽乗用の経費比較のほうを添付いたしております。同様の形で経費を比較すると、リースのほうが27万6428円安いということでございます。

もう一度、4ページのほうに戻っていただきまして一番下になるんですが、国体推進課の車種、小型貨物でございますが、経費比較期間は4年。国体推進課につきましては平成33年度までということで、4年で経費の比較をしております、7ページの別紙の③に経

費の比較を添付しておりますが、リースのほうが36万8120円安いということでございます。

経費比較をする中で、リースのほうが費用的に安価。また、資料4ページの下のほうにも記載をいたしておりますが、リースによるメリットといたしまして、点検や修理、リコール対応等全てリース会社が行うことで、車両の安全性が確保されるとか、管理瑕疵による車検切れ車両が発生しない、あるいは、メンテナンスについて業務の影響を最小限にできると、それから、リース期間満了後も使用可能な車両について再リースを行うことで安価に車両を調達できる。こういったメリットもございまして、こういった状況もございまして、リースの車両費用につきましては債務負担という形で計上をいたしておるところでございませう。

次に、引き続きまして、資料の8ページのほうでございませう。

こちらのほうは、本町プラザの関係でございませうが、本町プラザの駐車施設、立体駐車場でございませうが、こちらの解体に伴いまして本町プラザの管理業務委託を、これは変更するというところで、この内容につきましてご説明させていただきます。

本町プラザに係る運転保守管理業務、それから警備保安業務、清掃業務、こういった業務につきましては、平成27年度から29年度までは本町プラザ駐車施設の指定管理者との随意契約という形で契約を締結しておるところでございまして、表の一番右でございませうが、1年当たりの契約金額、括弧の中でございませうけれども、2693万6497円と現状はこういった契約を締結しておるところでございませう。こちらのほう、現状の契約におきまして、本町プラザに駐車施設があるということで警備員によりますインターホンの呼び出し、こういったこともございませうので、入出庫対応が必要ということで、現状は警備員を2名配置しておりますが、こちら本年3月31日をもって本町プラザ駐車施設、これが廃止と、平成30年度に駐車施設を解体するというところで、平成30年度からの契約では警備員の常駐人数を1名という形に変更をしておるところでございませう。また、これまでの随意契約から市内本店事業者によります一般競争入札に変更もしております。表の中の右側のところに記載をさせていただいておりますが、本年2月14日に入札を実施しておるところでございまして、平成30年度からの契約、この契約金額は括弧の中の数字でございませうけれども、1年当たりで1677万6000円と。1年当たり1677万6000円ということで、比較をしますと1年当たりで1016万497円の減と、契約の変更に伴いましてそういった金額的にも減という状況になってございませう。

追加資料の説明は以上でございませう。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

それでは、資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。まず、そうしたら、4ページからのリースの件で、これは森委員からのご質問だったと思いますが、森委員。

○ 森 康哲委員

資料、ありがとうございます。

まず、考え方から教えてほしいんですけども、私はディーラーマンであったことがあるので車両の売買に関してはプロだった意識があって、リースのが得なのか購入が得なのか、それを販売する立場からもよくわかっている上で質問しますが、リース契約というのは法人であれば損金計上ができる。法人であれば全額損金計上できるのでリース契約をするケースが多いんですが、自治体がリース契約する場合は損金計上をやっているんでしょうか、できているんでしょうか。それを確認したいんですけど。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

自治体の会計上、損金処理というのは行っておりません。

○ 森 康哲委員

であるなら、まず、そのメリットはないと、損金計上をやっていないということは、そのリース契約するメリットが一つないということで確認がとれました。

もう一つは、ここの資料に書いてある人件費のことでお尋ねします。

車両管理に関する人件費が、資料5ページのケースで見ますと、31万5924円となっておりますが、例えばこれ、100台を2人の職員が管理をする場合にも同じような31万5924円かかるんでしょうか。1台当たりがこれで、1台、もしリースか購入かというのではじいた金額と思うんですけども、100台一遍にかかれば職員の負担は、金額はもっと下がるんじゃないでしょうか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

森委員からは人件費の算出に関することでご質問がございました。

この人件費の算出の方法の考え方でございますけれども、こちらにつきましては、考え方というのはいろいろあるかと思えます。どれがなかなか正解かというのは難しいかと思うんですが、管財課の中で実際に車両のほう61台保有しておりまして、その61台を保有する中で、実際には臨時職員として2名の人件費が必要であろうと。これを1台で計算すると1年当たり4万5132円という形で計算のほうをしておるところでございます、実際人件費の経費の算定方法でございますけれども、これにつきましては、実際この経費を臨時職員という形で算定しておるわけでございますけれども、例えばの場合ですけれども、以前指定管理者に出すときには職員の人件費の比較表につきましては、正職員の削減として、正職員の人件費として経費比較をした経緯もございまして。実際、この管財課のほうも平成14年度には車両係という形で正職員が配置されておりました。そういう管財課の中に車両係があったんですが、行財政改革の流れの中で職員を削減して行って、リースにしてきたという経緯もございまして。そういった中で正職員を減らしてきた経緯があるんですが、経費比較の中で、やはり正職員という形の経費の比較となるとなかなか金額的にも費用が高くなっていくであろうと。そういう中で、経費比較については臨時職員という経費の比較のほうが適切であろうという形の中で、現状はこういった計算方法で、私ども予算の要求の際にはこういう形で計算のほうをさせていただいておるところでございます。

ちょっと答えになっていないようで申しわけないんですけども、そういう考え方でおります。

○ 森 康哲委員

答えになっていないですね。その臨時か正職かということではなくて、単純に台数がふえればそれだけ労働時間ももちろんふえますけれども、管理する時間は。だけど、職員を雇う人数、経費自体はそれに比例するわけではないと。単純に台数がふえればふえるほど、この人件費に計上する金額は下がるのかなと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○ 村山繁生委員長

これ、人件費、購入の場合にかかるわけでしょう。リースの場合は、これも全部含めた形のあれでしょう。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

実際に人件費というのは、購入した場合に点検等、車検整備、それなりにメンテをするのに所要の管理費用がかかると。そういう形で人件費のほう、購入の場合は算定をしております、リースの場合にはその辺の業務的なものをリース会社が担うという形で、リースの場合につきましては人件費というのを計上していないというところでございます。

○ 森 康哲委員

車検や点検というのは、購入した場合は業者に発注するんですよね。職員がやるわけじゃないんですよね。別途予算立てして、車検なら車検費用を捻出すると。リースだってそうですね。リース会社がやるんじゃないくて、それは技師さんが点検したり、リース会社から依頼を受けて車検をしていただくという形をとると思うので、その辺の差はないと思うんですが。あともう一つは、車検切れを防ぐという答弁がありましたが、これは別に購入したら必ず起こることでは、あってはならんことですよね。以前、そういうことがあったんですか、購入していた時代に。あってはならんことですよね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

本来、車検切れの車両を運転するというのはあってはならないことだと認識をしております。ただ、行政の中で、以前にも他の部局でございますけれども、上下水道局ですけれども、車検切れの車を運転していたという事例もございます。こちら、本当にあってはならないことなんですけれども、そういった事例もございました。そういう中では、車検切れというのはあってはならないことですが、メンテナンス、当然購入の場合もそれなりのチェックという形で対応しておるわけでございますけれども、リースのほうはより確実にそういった瑕疵というのはないという形で、メリットとして挙げさせていただいております。

○ 森 康哲委員

それはおかしな話で、購入であってもあってはならんことは、それはちゃんと管理をするというのが大前提であって、リースだから安全という説明にはならないと思いますが。

それ以上に一番のリースのメリットというのは、最初にも申し上げたとおり、法人の契約の場合に損金計上ができるからリース契約をするというのが一番のメリットのはずなんです。それを行政が取り入れるに当たってメリットは、じゃ、何がメリットなんですか

とお尋ねした場合に、人件費やらそういう車検切れの心配がないという答弁では、なかなかそれを説明しづらいと思うんですが。あと、もう一つお尋ねしますけれども、車両売却処分、これはリースの場合に残価がこの価格である、それは間違いないですか。確認です。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

今、森委員おっしゃいました車両の売却処分、例えば別紙の①ですと、購入の欄に記載してある5万円の考え方ということでよろしいでしょうか。

この購入の欄に記載しております車両の売却処分につきましては、ディーラーによりまして7年後の下取り価格はこうなるという形の金額のほうを見積もった上で5万円という形で記載をさせていただいたというものでございますが。

○ 森 康哲委員

リースの場合は、残価というのはどれぐらいの設定なんですか。同じ車両ではじき出した場合、比較すると。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

今お尋ねのリースの場合の残価設定でございますが、私ども一応地方公共団体ということで法人の扱いになりまして、私どもが今、現状契約をさせていただいておりますリース契約におきましては、クローズドエンド方式といたしまして、残価設定された、その残価そのものはこちら側、市側には開示されない、リース会社、リース元において設定をされてその残価を引いた部分での価格をベースとしてリース料金をはじいていただいておりますので、それぞれの車両におきましてどの程度残価が設定されているのかという点については、私どもは情報を持ち得ないということでございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

そうすると単純に比較ができないということになりますけれども、リース契約か購入かの時点で残価設定がないということは、全てこの契約自体の比較がとれないということになります。

それと、車両購入に際しての値引きというのは発生しているのでしょうか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

森委員から値引きの関係についてご質問がございました。

一般的に車両の購入時には値引きというのが通常されるというのは、一般ユーザーでも値引きというのはされます。

この購入とリースを私ども比較をしているんですが、比較の段階では購入に関しては値引きゼロと、リースに関してもこの金額、定価で車両を調達した場合にリース料金が幾らになるかという形で見積もりのほうをお願いしておるところでございます。すなわち、購入もリースも同じ金額で車両を調達されると、そういう前提でもって比較検討のほうをしておるところでございます。実際に値引きがございませうけれども、実際に購入した際の値引き、これはその後の入札によりまして金額の値引きというのは当然生じると考えられませうし、リースについても当然入札ですので、入札によって価格競争によって金額が下がっていくと、こういうことにならうかと思っております。

購入の値引き、リースの値引きというのはその後の話でございまして、私どもの考え方としては、その前のあくまで定価で同じ条件で経費を比較するという考え方でやっておるところでございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、単純に本当にリース契約と購入の比較ができないんですね。本当の値段がわからない。本当にこの車を購入した場合に幾らかかるのかというのが読み取れないわけですよ。定価で買うことなんかあり得ないわけですよ。通常の車両購入の際に。

入札によって、購入するにしろリースにするにしろ、入札ですよ。入札後に発生することになってしまうので、実質その辺の調整というのは業者任せになってしまうと、交渉するのではなくて、入札なので比較自体がその時点でできないということになるんですけれども。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

確かに、購入、リースそれぞれ入札によってその変動はあると思っておりますけれども、リースにつきましても入札ですのでそれなりの金額というのは下がってくるであろうというふ

うには思うところがございますけれども、私どもがあくまで比較をする中では、やはり値引きというところまではなかなか入札の結果によりますので、その辺の比較は難しいであろうと。あくまで定価のほうで両者の条件で、購入とリースの条件で比較するほうが望ましいという、そういう考え方で経費の比較をしておるところでございます。

○ 森 康哲委員

もうぶっちゃけた話をしますけど、車を売る側から見てもリースのほうがもうかるんですわ。販売店でも。リース会社ももうかるように設定してありますし、販売店ももうかるようになっておる。それはどこかという、やっぱり値引きの部分なんですわ。

あと、残価設定がリースのほうはもう決まっている。残存価格というのを設定して、それをあらかじめ引いた金額でローンを組むんですよ。そういう仕組みになっているはずなので、法人契約の場合は何度も言いますが、損金計上ができるから少し高く設定されても契約をすると。だけど、購入のが安価に買えることは誰でもわかることなんです。それを無理くたいにあれもこれも積み上げて積算するというのは、これ、無理があると思うんです。だから、購入のが高いからリース契約にしましたという説明は成り立たないと思うんですけれども、これ、いい加減、部長どうですか、答弁。

○ 内田財政経営部長

リース物件を調達するときに、いろいろパソコンとか車両とかいろいろありますけれども、これは過去に議会からご指摘があって、購入時の経費とリースの経費の比較をした上で判断していけというご意見がございました。それ以降、我々もそういうつもりでやらせていただいております、特に予算の積算上は、今委員がおっしゃられましたように、実際に自動車を調達するときの入札によって下がる、値引きもあって下がる、それは予算執行上じゃないとわからん部分がやっぱりありますので、今回予算を上程するときに、そのときの購入とリースの比較となりますと、我々別紙①から③に書いてございますように、ある程度パターンとして固定したもので比較するということになります。

ただ、今おっしゃられたようにいろんな1台当たりの人件費、あるいは残価設定等々、それはなかなか残価設定はわからん部分がありますけれども、過去いろいろご指摘の中で、この比較表のひな形はそれなりに項目としては充実させていただいて、ご意見を反映したものとして出してきました。

ただ、予算執行の段階で、実際に購入として調達する場合のほうが安くなるという可能性は否定はできません。否定はできませんけど、予算ですもんで一遍試してみて決めるというわけにはいきませんから、当然積算上はどうかという判断で我々どうしても予算を考えていますので、ですからこういう比較表になっておると。

ただ1点、おっしゃられておる人件費の設定というのは、たしか先ほども1台当たり4万5000円が一律でええんかという話があって、今61台で積算してございますけど、当然1台の調達をするときでも人は入れます。

(発言する者あり)

○ 内田財政経営部長

もし、1台でも1人要ります。ただ、2人人件費が要るのは何台かというのは、我々も推し量ったことはないんですけど、現実管財課の61台を管理しているのは2人の人件費でやっておるといことなので、今回このようにさせていただきます。

ただ、委員がおっしゃるようにこれが100台になったときに、2人がええんか3人がええんかというのは、やっぱり考えないかん部分がありますけれども、ある程度の台数までは2人でいける、それを超えるとやっぱり3人でないと回らんという世界だと思いうんですよね。ですから、1台の単価が、台数がふえたもんでそれでどんどんふえていくのかと、そういう理屈ではなくて、まとまった台数を何人で管理できるかというのが一つベースにあるけれども、今、61台を2人で管理しておるとい現実がありますので、①の資料については2人で積算しています。あとの②、③については、それぞれ市民税課1台と国体推進課がこれも1台ですので、これは1人当たりの単価として計算するべきだろうということですけども、それは管財課の2人の単価を使っておるといところはいいかどうかといのはありますよね。現実1人でいいわけですから、1人の積算で出したほうがいい。

ただ、最終的に購入、リースを数字上の比較以外に4ページに書いてございます、一部ちょっとご指摘がございましたけれども、メンテナンスつきリースにすることによって1人の臨時職員あるいは正職を置く、置かんの違いが出てきまして、例えば、1台の車両を管理するのに1人の臨時職員を雇うということになりますと、その職員は1台の車の管理を1年中ということではとんでもなく費用対効果としてはおかしくなるので、そこは数字上ではあらわれてこない部分があって、その1人を雇用するよりは、このメンテナンスつ

きリースによるメリットのほうがあるだろうという、数字ではあらわれやん部分がやっぱ僕は出てくると思うんです。そこもある程度加味した中で、特に台数の少ない所属においては、こういうメンテナンスつきリースのメリットがある程度数字上の比較とは別に一つの判断材料になっておるのではないかなと、そのように思っています。

○ 森 康哲委員

では、お聞きしますけれども、リース会社が今管理しているやり方、手法、これはリース会社しかできないものなのか。そうじゃないですよ。一般の事業所でも60台を管理している会社は、法人はあります。プロじゃなくても管理はできますよ。管理といってもパソコンに入力して行って、マクロを組んで、車検時期はいつと、その1カ月や2カ月前に必ず知らせるようなシステムはできるはずなんです。また、購入すれば、販売店から案内が来ますよ。点検はいつ、12カ月の法定点検もうすぐですよって案内が来ますよ。そういうことが、それほど大変なことなんですか。

○ 村山繁生委員長

結局、森委員は、どうするのが一番ええというふうにおっしゃっているんでしょうか。ちょっとその辺がわからないな。

○ 森 康哲委員

リースのほうが高得だという考え方をきちっと示してほしいんです。

購入かリースかという判断をする場合に、何でリースのほうが高いのに安く示すような資料を出してくるのか。購入のほう明らかにこれ、高く、意図的に説明されているわけですよ。

それを一つ一つ崩しているわけです、私は。

○ 村山繁生委員長

普通はリースのほうが高いのに安くなっているというのがおかしいと言うんですか。

○ 森 康哲委員

そうです。

○ 村山繁生委員長

メリットは4ページの下に4点書いてありますけど。

○ 森 康哲委員

これ、もう何年も前から指摘しているのにもかかわらず、同じことで議論しているんです。通常ではあり得ないんですよ。

○ 村山繁生委員長

森委員は購入のほうがええということですか。

○ 森 康哲委員

もちろん。

ええというか安価であると。

○ 村山繁生委員長

安い。

○ 森 康哲委員

通常の考え方であれば、購入のほうが絶対安価ですよ。

○ 村山繁生委員長

そういった人件費も、車検とかいろいろそういったものがかかってくるけれども、購入のほうがいいとおっしゃる。

○ 森 康哲委員

もちろん。

車検費用はリースであろうが、購入であろうが、どちらでも同じ金額がかかります。それを管理するというか、それを車検時期だからといってその車両を自動車会社に持っていくのが費用がかかるだけで。持っていくというか、通常は自動車会社がやってくれます

けどね、販売店が。そんな大変なことじゃないと思うんですけども、もし、業務がそんなに大変だというならそれを教えていただきたいと思います。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

改めまして、もう一度管財課の業務というのを、森委員もご存じだと思いますけど、過去の流れも説明させてもらいますと、現在、管財課のほうでは一元管理システムで管理している55台のうち、53台がリースという状況でございます。こちらのほう、55台のうち53台が今リースなんですけれども、これにつきましては、1台平成30年度にリースを切りかえたいという形で予算のほうを上げさせていただいておるところなんですけれども、平成14年度から順次リース化を導入してきまして、一元管理公用車については私ども経費比較する中で、それから種々のメリットを考慮して全てリース化するという考え方のもとで、一元管理車についてはリース化をするという考え方で現状進めておるところでございます。

こちらにつきましては、過去の経緯もございまして、以前は当然ですけれども、平成14年度以前は全部購入という状況でございました。その購入の車両をリース化すると、この辺は過去の流れもあるんですが先ほど申しましたように、平成14年度には当時の管財課には車両係という係があって、いろいろ市長車の運転とか、あと購入車両の管理という形のもので正職員が配置されておったという状況があるんですけれども、それが一つ行財政改革という流れというものもございまして車両係を廃止して正職員を減らしていこうと、そういう流れの中で管財課の一元管理車両につきましてはリース化していこうと、そういう選択肢があったということでございます。

そういう流れの中で、職員を減らしていくという行財政改革の流れの中でも、一つ私ども管財課の管理車については全部リース化していくんだと、そういう流れがあったということは一つ言えるのではないかなというふうに思います。

○ 森 康哲委員

だから、そういう流れがある中で、リースのほうが高いけども、そういう職員の削減や、合理的に進めるためにリース契約をしますならわかるんですよ。無理くたいにこれを、購入のが高いです高いですという、いろんなことを積み上げて購入のほうのが高いケースをつくり出すからおかしくなるんですよ。

誰が考えても購入の安いでしょう。個人で車を買うにしてもリースの安かったらみ

んなリース契約しますよ。そんなばかな話を堂々とよう言いますね。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

森委員おっしゃること、私もよくわかります。購入とリース、単純に経済性、コストの面だけ、調達に係る費用だけを比べれば当然リースのほうが高くなります。それはもう、要は、それはリース会社さんがその部分でもうけとして取られているので、それは購入のほうが安いとなれば、今、森委員がまさにおっしゃいましたけど、私も車を買うときにはリースにします。

ただ、部長も課長も申し上げたとおり、購入した場合はやはりリース車両にはない事務が庁内部に発生する、これは事実でございます。このコストは、この事務の処理するコストをどのように算定する、どのように捉えるかというところが結局議論の分かれ目になるとは思うんですけども。

じゃ、61台、管財課で今管理している事務コストがどの程度かかっているんだというのを詳細に積み上げることというのはまず不可能だと私は思ってます。でも、実際に事務コストはかかると、幾らかかるかははっきりわからない。やむを得ず管財課で61台管理している中で、過去の車両係があったときのことを想定すると、臨時職員2人程度の人件費はやはりないと購入した場合の事務としては回っていかないだろうと。これはあくまで想定でございます。この想定した臨時職員2人の人件費を今現状管理させていただいている61台で割り込んだ数字を一つの物差しとして、リースと購入の経費比較におきまして、リースにはリースの中に含まれている人件費相当額として、購入のほうに寄せさせていただいております。購入のほうに寄せさせていただいているこの人件費の捉え方が申し上げたとおりなかなか難しいので、森委員としてはこの金額、1台当たり4万5000円というのはちょっと高過ぎるんじゃないのというのが、多分、思いとしてはお持ちだと思います。

それは、私もそうかもわからないし、そうじゃないかもわからない。ちょっとこれははっきり申し上げられなくて申しわけないんですけども、そういうやむを得ずというところもありまして、こういう経費比較をさせていただいておるといところでございます。

○ 村山繁生委員長

ちょっと待って、済みません。

これ、購入の場合は自動車税がかかってくるのと違いますか。軽やったら軽自動車税が。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

地方自治体でございますので、いわゆる県税なり市税であるところの自動車税、あるいは軽自動車税自体はかかりません。非課税でございます。

ただ、自動車重量税はかかってまいります。

以上です。

○ 村山繁生委員長

市やでかからんのか。

森委員、済みません。

○ 森 康哲委員

今の説明は半分合ってます。というのは、個人のほうのが確かに安いであろうというのを認めていただいたのは少し前進したのかなと。

ただ、行政の場合の2人職員がいた場合のケースは、先ほども説明があったように市長車の運転手も兼用でやられていたと。そういうのをやりながら運転管理、いろいろやられていたということなので、今の形態に合やすことはなかなかそれは無理なんじゃないのかなと思います。

だから、そういうところをベースに計算された金額の比較を、ここに掲載されてもなかなかそれは合致できない面がありますので、やはり人件費抜きの……。これ、リース契約でやってもリース会社の人件費がかかっているわけなので、その辺はイーブンだと思います。

誰が管理しても人件費はかかるんです。車検代も、誰が車検をしても法定費用はかかります。

一番比較したいのは、車両購入価格、本体価格が幾らで買えるのかとか、あと残りの残価は幾らになるのか。その辺が差が出ると思うんですけど。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

今、おっしゃっていただきましたリースのほうにも人件費が乗っている、まさにそのとおりで、その人件費、車両の調達費、メンテナンス費用、リース会社がやるほうのメンテナンス費用、その会社の従業員さんの事務コスト、こういったものを全部ひっくるめて7年で月額に割り戻したものが5ページで申し上げますと、月額の1万8360円という数字になるわけでございます。ですので、このリース料の中には、車両の管理コストが乗っかっています、人件費が。

じゃ、購入のほうはどうかというと、この米印の3のほうの車両管理に関する経費（人件費）、この31万5924円、これを抜いてしまいますと、リースの方には乗っかっている人件費が購入のほうには乗っかっていないということになってしまって、やはり比較としては少し適切ではないというふうに我々は考えております。ですので、人件費を乗せるということで均衡を図っているわけでございますけれども、その人件費の算定の仕方については、これが唯一の正しい答えだとはとても私どもも思っているわけではございませんが、唯一論理的に説明が可能かなというところでもって物差しとして使わせていただいておりますというところでございます。

○ 森 康哲委員

あと、任意保険なんかでもリース契約の保険と購入とはまた違うと思うんですけれども、等級なんかはどういうふうになるんでしょうかね。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

私ども地方自治体は、全国市有物件災害共済会という全国の市がお互い助け合うという趣旨の団体がございまして、その、団体が引き受け手になりまして、自動車とか建物関係も、火災保険とか自動車保険とか、いわゆる損害保険に相当するものをそこが引き受け手になって掛けることができます。ですので、今おっしゃっていただいた任意保険に当たる部分は、ほとんどの車についてはリースであろうが購入であろうが全てその全国市有物件災害共済会というところでお世話になってます。

こちらは等級という考え方が余りないと言いますか、ないんです。車の年式とか価格によって車両保険部分がだんだん落ちていくというところはあるんですけれども、一般の

我々で言うところの無事故の割引とか20等級とかという考え方はございません。

以上です。

○ 森 康哲委員

じゃ、リースにおいても同じであるということですね。わかりました。

最初に戻りますけど、リースのが高いというふうな話には全然なっていないので、人件費にしろ、車両購入、本体価格の値引き部分にしろ、売却処分価格にしろ、なかなか説明しづらいところがあるのにもかかわらず、こういうふうに掲載されているわけです。

これ、値引きなんか、委員長、載っていないんですわね。

○ 村山繁生委員長

これは定価ですやろ。本体価格は。

○ 森 康哲委員

定価。

○ 村山繁生委員長

もし、これ値引きとなると、どのぐらいになるんですか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

なかなか実際の値引き額がどのようになるか、なかなかちょっとお答えもしづらいところがあるんですが、実際の、森委員がおっしゃいましたように購入、リース、それぞれあくまでも条件で定価という形で、見積もりという形でお願いをしましてはじき出した金額がこの金額でございまして、予算の算定の際にはそういう形で経費のほうを比較しておるということでございます。

実際の話としまして、購入のところの人件費の部分、これにつきましては、本当にいろいろその考え方があろうと思います。私ども一つの物差しとして、これが本当にどの金額が正解かというのはなかなか難しいところはあるかと思っておりますけれども、いずれにせよ、購入につきましては、管理する上での人件費は必ず必要であろうと、これはもうリース会社も人件費は当然含んでいますので、購入につきましても人件費は必要であろうというこ

とで、現状、その分で盛り込ませていただいて、経費を比較した上でリースのほうが金額的にも優位性があるという形で判断のほうをさせていただいておるところでございます。

○ 森 康哲委員

少なくとも人件費は、市長車の運転手は今はいないはずなので、今購入したとしても市長車の運転手をやることはないと思いますので、それを抜いた金額をやはり出さないといけないと思いますし、パソコンで管理する上でも当然10年前、20年前よりは今のほうがパソコンの処理スピードも上がっていると思いますので、以前は2人臨時職員がいたかもしれないんですけど、今は1人で、そして、もう1人は兼務でできると思うんです。そういうのをやはり示しながら比較できるような資料づくりをしていただきたいですし、その上でもなおリースのほうのが優位性があるというならそれを示していただきたい。そうじゃないといつまでたってもこれ、堂々めぐりなんですよ。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

今、臨時職員2人ということで人件費のほうを想定ではじかせていただいています。これは、平成14年度からリースを順次導入してきたという過程を申し上げたところでございますけれども、じゃ、車両係というのが当時あったときの人員配置が係長以下運転手、整備士が正職員として最大で4名、そこに臨時職員が1名という5名の体制でございました。今、森委員おっしゃっていただいたように運行自体も今、外部へ委託していますので、今は運転手さん、あるいは車両の整備士さんという以前いた正職員の者はありません。当時おった者がもし残っておったとすると、臨時職員1名が残っておったんだろうということも想定になるわけですが、じゃ、その臨時職員1人で、61台の車両の車検なり、定期点検なり故障修理の業者さんへの発注、検査検収、そういった諸々の業務を果たして1人でやれるかなというところで、ちょっと無理だろう。したがってもう一人要るよねというところで、臨時職員2人という数字ではじかせていただいています。決してこの2人の人件費の中に運転手さん、あるいは整備士のコストが入っているというわけではございませんので、その点だけご理解ください。

以上です。

○ 森 康哲委員

そういう説明であればわかりますけれども、もう一つ踏み込んで話をすると1人でもできるような体制でやはり考えるべきであって、先ほど私が言いました兼務で1人補佐的な形で業務をできる体制がとれるのであれば臨時職員は1名でいいと思いますし、いろいろな手法はあると思います。

それこそ、行財政改革でコストを見直していくやり方をやっていけばいい方法が見つかると思いますので、ぜひ今後もこのリース契約がいいのか、購入がいいのかという議論はやっていくべきだと思うんですね。必ずこのリースのがいいという、安いからいいというのは少し安易な考え方かなと思いますので、いろいろな角度で検討した結果、リースのが優位性があるという説明をしていただきたいと思います。

○ 早川新平委員

まさしく私は森委員がおっしゃるとおりやと思ってます。だからといって、じゃ、リースはだめだよということでもないんですが、今5台以上だと安全運転管理者を置かないかんのかな。その経費かなと私は思うておるのさ。

管理する部分というのは、例えばリースやったら、リース会社が管理して、全部自分ところの車なので、お貸ししておるところに報告は来ると思うんです。借りておるほうがそこまでの必要がないと一つ思っているのと、もう一つスケールメリットがあるかないかというのが、先ほどの新車購入するとき、60台一週には買わんけど、管財課が61台管理しておるのであれば変えるときに、ずっと四日市市役所がお客さんやとしたらもう少し値引きせよというのが普通なんさ。

それからもう一つ、ここのさっきちょっとお話があった、4番目の車両売却が5万円となっているけれども、購入したら普通の車、オーナーであれば下取りもあるやん。そういうところで非常に微妙なところがあるわけや。森委員が指摘しておったところで、あくまでもリースのほうが優位性があるんですというのは、僕はちょっとおかしいと思っている。

そこはやっぱり、ここへ誘導するような、条件とかその提示の仕方、実際にはこうこうなんで少し高いんだけど、その部分を管理する管理費なんかも考えるとリースのほうが安いですというふうなところへ持ってきたらええんやけれども、森委員が指摘したとおりやとずっと思っていたんですよ。うちもリースを持っておるし、購入のやつもある

わけや、家でも。そうすると、メリット、デメリット必ず出てくるので、ここの資料を出してこいと言うときに、値引きって出せないし、それは芝田さんも最初から言うてるんやけれども、資料を出してくるときはきちっとやっぱり出してこないかんと思うわ。誘導するようなどか、中山さんも苦しい答弁やと思うんやけれども、森委員はそこをずっと最初から言っている、根底はそこにあるんやというふうに私は伺っていたんやけど。その諸々のところを踏まえて答弁があれば聞かせてください。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

ありがとうございます。まず、安全運転管理者ですけど、これはリースであろうが購入であろうが全く同じです。5台持っていたら設置する必要があります。

それから、もう一つ値引きのところでございますが、先ほどから申し上げていますが、購入のほう、これ、ばっちり定価でございます。リースのほうもリース会社にリース料金を見積もってもらう前提条件として、自動車会社からリースする車を定価で購入してきた、調達してきたという前提でリース料金をはじいてくださいということで、見積もりをお願いしていますので、私どもとしては両方とも定価ベースでの比較というふうになっているはずなので、その部分は私どもは配慮しているつもりでございます。

それから、下取りのところですけども、米印4の、5ページであれば5万円という数字ですけども、これはいわゆる購入したときに、買いかえのときに前の車を下取ってもらったときに幾らで下取ってもらえるだろうかということ想定した数字でございます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ちょっと待って。今、両方と購入もリースも定価ベースで計算しとると言われたけど、これ、リース、定価ベースのリースの金額なんですか。違うでしょう、これは。リースのこの金額、月々1万9440円とか、7年で。6ページ。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

このリースにつきましても、同じ条件で定価で車両を購入したときにリース料金が幾らになるかということで、金額のほうを出していただいております。同じ条件で出して

います。

○ 村山繁生委員長

同じ。

同じ金額で出しておる、一応こうやって比較は出しているけど、実際はそれでももっと安くならないかんわな、スケールメリットとか。僕個人でもリースやっておるんやけど、定価の、初め向こうから提示してくる金額は高いけど、こんなものでできるかってかなり安く……。結局は購入と変わらんし、自動車税もかかってこないし、いいのかなと僕は思っておるんやけど、この金額が定価ベースで比較しておると言うけど、実際もっと安いということ。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

実際に、あくまで定価で見積もり、リースをこういう金額でいただけてますけど、これをリース、実際に出す前は入札という手続を経ますので、入札の手続を経ると、リース料金につきましてはこの金額よりも、当然入札の結果によって下がってくるということになると思います。

入札によって下がってくるということでございます。

○ 早川新平委員

今、委員長が聞いていただいた、まさしくそれを聞いたかったところなんやけど、現実、今四日市市役所、管財課がやっておる定価の月額1万8千なんぼということよりは、実質は違うんやね。安いんやね。どれぐらい安いのか。

○ 中森管財課主幹

管財課、中森でございます。

今、委員会の追加資料を出させていただきました軽貨物のリース料金が税込で1万8360円でございますけれども、これが実際に入札でリース料金が落ちた場合でございますけれども、1万4070円で……。それは購入時期の税率によっても変わりますけれども。

済みません、今年度、平成29年4月より導入しました同型の軽貨物につきましては、1台当たり税込で1万4580円でございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

これは人それぞれなんだけれども、資料の出し方として、現実には決算のほうでやらな
あかんのかもわからんけれども、今の現実の1万4000円という、ここに出てきた数字とま
た違うので、定価、定価というて僕どうも引っかかってて、冒頭から。定価で資料を出し
てこなあかんのやけれども、現実はこうですよ。もし、よしんば200万円の車が、定価
は200万円やけど、値引き100万円ありますといたら変わるわけやんか。そののところ、
資料の出し方というのは、僕は森委員が指摘したとおりで、今後気をつけていただきたい
いなと。

リースのほうが少し高いけれども総合的にはこういうふうにメリットあるんですという
ことを言うんなら、正々堂々とリースのほうが安いからというのはちょっと無理があるな
と思って質問をさせていただきました。

以上。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

つけさせていただいています別紙の①とか②とか③とかは、あくまでも比較の表でござ
います。購入とリースを7年間運用したときのトータルの経費をあくまでも比較するとい
うのが主眼でございます。

これによって安いほうの金額でもって予算を要求し、それで予算が出されるというもの
ではございません。予算は財政経営課さんのほうでかなり切られているんだらうというふ
うに思いますけれども、あくまでも購入ですので、条件はなるべくそろえたい、比較です
のでなるべくそろえたいというところで、車両の調達については定価で両方ともはじいて
くださいということをお願いをしております。

以上です。

○ 森 康哲委員

比較するには、実際の数字に近いもので比較しないと、全然違う数字で比較をせいと言
うてもできないじゃないですか。リースと購入のときの値引き額が幾らかわからない状態

で比較せいと言っても比較できないので、それなら実際に近い、今現在リースで幾らで契約しますか、内訳はこうですよ、購入したときはこれだけの内訳でしたよ、そういうのを資料として示すべきであって、こんなもの定価で比較せいといわれても無理ですよ。

それともう一つは、入札で一括で購入するということは現金ですよ、ローンを組むわけじゃないですよ。リースというのはある意味ローンなんですよ。金利が発生するんですよ。今、ディーラーのローン、金利って幾らですか、年利。高いですよ。そんなのも全然この比較には入ってこないですよ。

全てリース契約の中に入っているから埋もれているだけであって、本来ならリースのほうが高くても当たり前なんですよ。そういうのが入っているから。それを、さもリースのほうが安く見せかけるから、おかしいよと言っているんです。

早川委員がおっしゃったように、ほかの観点でリース契約のが優位性があるよという説明をちゃんとしていただければわかるんですよ。無理くたいに購入のが高いですよ、高いですよと言うから、これはおかしいよと指摘するだけであって、個人の例、言いましたやん。個人なら当然リースのが高いです。誰が考えてもそうなんですよ。だけど、自治体で契約する場合にはこれだけ優位性がリースのがあるんですよ。そういう説明がこの比較できるように資料に落とし込んでくださいよというのが、私の言い分なんです。

○ 笹岡秀太郎委員

説明の中で、今、森委員の言うところが反映できる工夫ができるかどうかだけ確認して、できるならば休憩を入れて、その辺の説明してもらったらどうです。できるのかできないのかだけ。

○ 村山繁生委員長

実際の本当に購入する額と、実際の値引きしたリースの価格と、そんなのはできるんですか。

(発言する者あり)

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

私どもこの公用車の購入とリースの比較表というのは、予算を要求する段階で作成した

資料でございまして、その後、実際に購入で幾ら、リースが幾らになるかという、同じ車種で比較となると、実際のその後の入札結果によってどうなるかというところまでの比較というのはなかなか現状、難しいのかなというふうに思います。

○ 笹岡秀太郎委員

そしたら、説明の中でできる範囲のところ、意を尽くしたところの説明ができるかどうか。資料を整えるのはちょっと無理やったらね。その辺がもしいけるのであれば、皆さんも納得するんじゃないの。

○ 村山繁生委員長

金額も含めて、こうだからリースのがいいんですよという説明ができる資料というのはできますか。

説明できますか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

今の委員長のお話のお答えになるかどうか、私自身も当然自信はないんでございますけれども、この資料の4ページ一番下の欄の四角でメンテナンスつきリースによるメリットというのを書かせていただいています。これが経費的にリースが安い高いはちょっと置いておいて、リースにすることで、メンテナンスつきのリースにすることでこういうメリットが考えられると。

あわせて申し上げますと、平成14年度からリースに順次切りかえていったというところの時代的な背景ですけれども、いわゆる行財政改革の一環というところもあって、要は非常に財政的に厳しい時代でございました。購入の場合は当然最初にどんと購入費用、今森委員もおっしゃっていただいたように、現金で買うこととなりますので、車の車両を調達するためには最初にインシヤルコストがどんとかかってくると。それに対して、リースは平準化できる、インシヤルコストがかからずに7年間で平準化はできると。トータルコストはリースのほうが高いという側面は——人件費を除けばですよ——よく私どもも理解していますし、当時の者も理解しておったと思いますが、ただ、インシヤルコストの負担が厳しい時代であったというところもあって、メンテナンスつきのリースに切りかえていっ

たという時代的な背景もあるというところをご理解願えないかなというふうに思います。
以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

その説明でええんちゃうかな。

○ 村山繁生委員長

このくらいにしておきましょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

それで納得してもうたらええやんか。

○ 村山繁生委員長

また、討論のときに言われますか。

○ 森 康哲委員

反対してもいいんですか。

○ 村山繁生委員長

反対されるんなら反対しても別に。

質疑としてはもう同じような繰り返しであって、どうですか。

○ 森 康哲委員

じゃ、この資料についていいですか。

○ 村山繁生委員長

はい。

○ 森 康哲委員

4 ページの下に書いてある四つの項目についてのメリットなんですけれども、一つ一つ

お聞きしますが、一番上の車両の安全性が確保されるということなんですが、これは安全性が向上するではないんですか。そうしないと、購入やと確保されないということになってしまうので。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

中山でございます。

今、森委員がおっしゃっていただいたとおりでございます。言葉の使い方が適切でなかったのも、おわび申し上げます。

職員が直営でやるほうが若干ヒューマンエラーの確率が高いだろうというところで、こういうメリットがあるというふうに、我々解釈していますが、今おっしゃっていただいたように、職員がやっても安全性の一定性はある程度は確保されるべきでありますので、さらに向上するというところは、そのご指摘のとおりでございます。

○ 村山繁生委員長

さらに向上されるに変わるんですね。

○ 森 康哲委員

2番目の、車検切れ車両の発生がないと、これは言い切ってますけれども、これもやっぱりリース会社でもヒューマンエラーはあると思いますし、逆に行政がやってもないかもしれない。やはり、ここは人間である以上100%というのはないので、こういうところに記載するべきではないと思いますし、これが理由になるとは思えないので削除していただきたいというのと、続けて一番最後の、より安価に車両を調達できる。これは、やっぱり購入後もずっと長期間、7年間ではなくて8年、9年乗れる車両も出てくるでしょうし、また、高価に下取りとして売却できるケースもあるので、これは一概に言えないのかなと思うんですけども、その辺いかがでしょう。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

まず、先ほどの森委員の1点目の車検切れの話に戻させていただきますけど、森委員のほうからこの辺削除すべきやという話をいただきましたけれども、現実には車両購入する中で、車両をメンテする中で、過去に車検切れ等も発生したという事例も踏まえまして、よ

りリースのほうがその辺の車検切れの安全性が担保されるという形で、そういう趣旨で記載をさせていただいておりますので、より購入よりもそのリスクが少ないという形で、そういう意味で書かせていただいておりますということをご理解いただきたいのがまず1点です。

それから、リース期間の満了後のお話ですけれども、確かに、今基本的に7年リースという形でしております。経費を比較する中で、5年リースと2年の再リース、そっちとも比較する中で7年リースのほうが優位性があるということで7年リースをして、また、その状態によっては再リースという形にしておるわけでございますけれども、そのあたり、購入の場合のこともあるかと思うんですけれども、現状、再リースをする中で、その再リースの費用というのはかなり低く抑えられていますので、そういう形で、実際ちょっと数字的なものをちょっとお示しできないので申しわけないんですけれども、再リースというのは基本的にはかなり経費的にも低減できるというメリットはあるというふうには考えております。

実際に購入の場合にも、購入の車両については購入した後7年たった場合はどうかということだと思っておりますけれども、7年たった場合、基本的に購入車両については使用している年数が11年以上経過しておるとか、あるいは走行距離10万km以上超えておると、そういう車両以外については、車両の状態によっては引き続き購入して、その後も持ち続けるという運用という形に今はなっています。そういう中で、リースと購入を比較する中で、リースのほうがより、再リースのほうがよりコスト面では安価という形のものになるのではないかという形で考えておるところでございます。

○ 村山繁生委員長

森委員、もうまとめてください、質問。

○ 森 康哲委員

いや、まとめるというか、今の資料の4番目のところなんですけれども、今ちょうど私が乗っている車が軽自動車なんですけれども、7年目の車検を受けました。そこで、査定してもらったんだけど、35万円の価格がつくんですよ。7年乗ってもね、軽自動車で。そういうことを考えるとリースだから、より安価に車両を調達できるという理由にはならないのかな。購入車両であっても残価がある場合、長く乗れる場合も含めて、そんなリースだから優位性があるという理由にはならないと思うので、その辺整理した上でもう一度休

休憩……。

委員長、休憩後にもう一度考え方を問いたいんですが、整理してもう一回やっていただけないですかね。

○ 村山繁生委員長

一遍休憩しましょうか。とにかく。その間に、もうちょっと整理してもらって、答弁いただけますか。

休憩します。休憩後にちょっとまたお願いします。

再開、20分では早いね。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

25分。じゃ、25分に再開ということで。

11 : 07 休憩

11 : 25 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まとめていただいて、びしっと答弁をお願いいたします。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

先ほどは説明の中で説明し切れない部分がありまして、本当に申しわけございませんでした。

この、今回出させていただいた資料の中をもう一度精査させていただきました。

資料の4ページでございます、メンテナンスつきリースによるメリットを書かせていただいておりますけれども、その一番上の表現です。点検や修理、リコール対応等、全てリース会社が行うことで、車両の安全性が向上するという形で考えております。

それから2点目の、法定点検や継続車検を確実に実施することができ、管理瑕疵による車検切れ車両の発生が少ないと、そういう形でメリットとしては考えておるところでございます。車検切れ車両の発生が少ないと、そういう考え方でおります。

3点目はそのまま、4点目でございますが、なかなか客観的に数字を示すことができないという形で、この表現については削除させていただきたいというふうに思います。

ただ、メンテナンスつきリースによるメリットにつきましては、先ほど申しましたように、リース料の支払いによりまして年次的に支払うということで予算の平準化が図られると、そういうふうなメリットもございますので、予算の平準化というメリットも十分踏まえた上で、私ども、こういうリースというメリットを考えておるところでございます、そういう考え方のもとにリースのほう、予算のほう、計上させていただいておるところでございます。ご理解いただきたいと思います。

私からは以上になります。

○ 村山繁生委員長

中山さんはありますか。いいですか。

○ 森 康哲委員

では、後日で結構なので、資料としてそれを提出いただきたいと思います。

○ 村山繁生委員長

それでよろしいですね。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 村山繁生委員長

この件に関しては、もうよろしいですね。

それでは、次の追加資料。本町プラザの駐車場解体に伴う業務委託の変更についてでございますが、これも森委員ですが、森委員ありますか。質疑。

○ 森 康哲委員

解体に際しての安全性の観点なんですけれども、立体駐車場を解体するに当たって周辺への影響、配慮、その辺はどういうふうに考えていますか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

解体工事実施に当たっての周辺への配慮ということなんです、実際に工事の内容につきましては、地元の自治会長さんに工事の内容については既にご説明のほうを申し上げておるところでございます、工事については安全に実施をするということで、特に周囲のほう、安全面、騒音等が発生する、大きな種類のものもございますもので、ただ安全面には十分配慮して工事を施工するように指導していきたいというふうに思っております。

○ 森 康哲委員

できれば細心の注意を払って、ご迷惑かからへんようをお願いしたいと思います。

あと、警備保安業務で常駐の者が2名から1名に削減になっているんですが、これは駐車場と兼務で警備員が、チャイムを鳴らすと駐車場業務に当たるという業務自体がなくなるということで削減だと思うんですけれども、逆に警備業務は手薄にならないですか。1名で、当然ちゃんと安全性は担保されるのでしょうか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

警備員については1名ということなんです、警備のほうできっちりその辺のところを1名で対応するという形で、打ち合わせも行っておりますので、他の施設につきましても、通常、1名でするような市の施設も多々ございます。そういった中で、1名で安全性が担保できないかと言われるとそうではないと、1名でも十分、その辺、業務のほうは遂行できるというふうには認識しております。

○ 森 康哲委員

はい、お願いしたいと思います。

最後に、前回も議論したように、宝くじ売り場の前の道路の安全性確保、路上に駐停車して宝くじを購入されるのを見受けられますが、非常に交差点から近接しているということで、何とか駐車スペースを活用して、停車スペースを、駐車ではなくて一旦停車して宝

くじを買ったら速やかに移動できるようなスペースが生み出せないかなという検討をお願いしたと思うんですけども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

森委員のほうからは8月定例会議会の中でも宝くじ売り場の路上駐車の話、ご意見としていただきました。実際に私も現場のほうに出向いて確認をしておるところなんですけれども、一昨日行く中では、その前の新丁ひろば駐車場、30分以内は無料ですので、そちらのほうにとめられて購入されているという方を1件事例で見受けられました。ただ、実際にジャンボ宝くじの発売日あたりになると、路上駐車という問題もやっぱり出てくるのかなというふうには認識をしております。

8月定例会議会の中でご意見もいただきましたので、私どもも宝くじ売り場の事業者に対して、まずは新丁ひろば駐車場、こちらのほう30分以内無料ですので、まずこちらのほうの利用への誘導というのをお願いしてまいりました。このあたり、事業者としても売り場のほうに駐車場は新丁ひろば駐車場ですよという掲示もしていただいておりますし、チラシ等でも周知も行っていただいておりますというふうには聞いておるところでございます。

委員のほうから思いやり駐車場として整備する2台分のスペース、宝くじ売り場の購入者にも少し一時的にその辺のスペースが活用できないかというお話だったと思うんですけども、このあたり、思いやり駐車場としての整備という趣旨を考えますと、今のレイアウトの中で進入、それから退出のスペース、ある程度のスペースが必要であろうと。その進入退出でのスペースを確保するという形のもの考えると、一時的にでも利用者がそのスペースを利用するというのはなかなか望ましいということではないというふうに考えておまして、まずは向かいにある新丁ひろば駐車場への誘導、これを最優先という形でしていきたいなというふうに思います。

いずれにしても、工事に伴いまして、駐車施設の解体の工事を8月から予定しているんですが、その工事に伴いまして宝くじ売り場は移設と、道路上に仮設歩道帯を設けるという形で、道路部分も狭うございます。森委員もおっしゃいましたように、道路交通法上交差点から5m以内は駐車禁止と、あそこも駐車禁止という状況ですので、そのあたり、もう少し何らかの形で新丁ひろば駐車場への案内掲示をもっとわかりやすいような形で、表示、掲示するような形で考えていく必要があるというふうには考えているところでございます。

ただ、思いやり駐車場としてのスペースの場所を利用というのはなかなか困難ではあるうというふうに考えておるところでございます。

○ 森 康哲委員

何も思いやり駐車場を、2台あるのを1台潰して宝くじ売り場用の駐車場にせよというわけではなくて、今たしか思いやり駐車場は縦列で2台とまれるようなレイアウトになっていると思うんですね。その縦列の仕方を少し互い違いにずらすことによって、1台車をとまっても奥へ侵入できるように、思いやり駐車場として2台整備しておいて、それをレイアウトを少しずらすことによって工夫できないのかなと、そういうふうなレイアウトというのは難しいんでしょうかね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

森委員おっしゃいましたように、今のレイアウトというのは縦列で2台という形のレイアウトのほうを考えておるところでございます。

森委員からこれを互い違いにしてすればもう少し有効的にと活用ができないかということだと思っておりますけれども、今私どももこのレイアウト、いろいろ多方面の角度から検討もしてまいりました。多方面の角度から検討してまいりましたが、やはりこのスペースを有効的に活用するという中では駐車場の乗り降りのスペース、上のほうに、雨の場合の雨避けの屋根もつけましてという形で考えておるところでございます。思いやり駐車場ということで、乗り降りするスペースというのもある程度考える必要があろうという形の中で、現状こういった形のレイアウトのほうを考えさせていただいたところでございます。

実際のところ、互い違いにしてという、なかなか利用的にはちょっと困難な部分が出てくるんじゃないかというふうに思います。

○ 森 康哲委員

検証はしていただいたんでしょうか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

互い違いにする、それも含めて内部的にはいろんなレイアウトを協議しまして、その中の一つとして互い違いというものも当然一つの案としては、いろんな案を考えましたので、

そういう中にはありましたけれども、検討する中では現状の案が一番望ましいであろうという結論に至ったわけでございます。

○ 中川雅晶委員

先ほどの警備員さんを2名から1名体制にするというところで、その関係のところでは1名で行けるだろうということというご答弁だったんですけど、ここは、本町プラザは男女共同参画センターを持っておられて、今ちょっと相談内容をずっと見てみると、例えば、そこへの相談というのは暴力に関する、DVに関する相談というのが59.51%となって6割近くはそういう相談で来られているという実態を見れば、その辺の1名にしてもこういう体制でしっかりと安全を担保しているとか、そういうリスク管理ができていますのかどうかというのはどうなんですかね。ちょっと確認。ちょっと本庁からも離れていますし、こういう相談事であるので、こういう性質の問題で、ひょっとしたらそういう対象者が来て暴れたりとかということも想定されると、警備員を2名から1名にするというのは少し不安かなと思うんですけど、その辺どうですか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

中川委員からは本町プラザにつきまして、男女共同参画センターがある中での警備体制がどうなのかというご質問だと思います。

男女共同参画センターにつきましては、当然異常事態には、何か通報があった場合には警備員という形のものはあるわけでございますけれども、あそこの相談内容を見てますとやはりいろんな人が出入りしますので、セキュリティー的にも、あそことしても独自にセキュリティー対策をやっていく必要があるかというふうに認識をしまして、男女共同参画センターのほうで独自に防犯カメラの設置等でセキュリティーの対応強化を図っていくというふうに聞いておるところでございます。

男女共同参画センターと私ども警備体制を十分綿密にする中で、現状、今の連絡体制については1名で十分であろうという判断をしたところでございます。

○ 中川雅晶委員

あそこの下の守衛室の警備員さんを1名にすることと、それから、例えば、緊急通報システムみたいなのがありますよね。よく、ボタンを押せばすぐ警察がぴゅっと、一番近く

の警察官がぱっと来るとかですね。もしくは、契約している警備会社に通報してすぐに対応してもらえとかという、そういうシステムがあって、かつ、1名体制というのであれば別にいいのかなと思うんですが、その辺はどういうふうな話なんですか。単に2名から1名にしましたということやったら、ちょっとリスク管理のところはどうなのかなと思って、今、お伺いしているんです。

○ 村山繁生委員長

どうですか。考え方。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

どなたが答弁。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

警備保安業務、確かに1名でございますけれども、このあたり、2名から1名ということでリスク管理ということなんですけれども、私ども、この1名とすると判断するときにおきまして、従事者につきましても連絡体制、十分確保するような形で考えておりまして……。こちらのほう、ちょっとお待ちください。

警備員の連絡の体制のほう、ちょっとお待ちください。

○ 内田財政経営部長

済みません。ちょっと即答できません。申しわけございません。

おっしゃる内容はよくわかりまして、この契約業者と、当然現場に常駐する1人はおりますけれども、その後、いわゆるいろんなトラブルがあったときに、いわゆるバックアップの体制がどうかということやと思います。ですから、ちょっとそれを今調べさせますので、ちょっと回答は調べた後にさせていただいて、バックアップは私はあると理解しておりますので、ちょっとその点を調べさせてください。

以上です。

○ 中川雅晶委員

その辺のバックアップとか、今までそんなに大きい事件、事故がなかったということで、という安心と、なかったからといってこれから先ないとは限らないので、そういう案件を扱っているということをわかった上で、警備体制についてもそういうことが起こらないようにリスク管理をしていただくように配慮を求めておきたいと思います。

○ 村山繁生委員長

じゃ、後ほどその点に関しては答弁いただくということで。

関連。

○ 森 康哲委員

たしか駐車場係がいたころは、今は兼務なんですけれども、駐車場係がおったころは警備員が2名で駐車場係が1名、3名体制で委託していた時期があったと思うんです。その時期、いつだったかちょっと忘れてしまったので、その資料があれば出していただきたいです。

駐車場係は常時いて、利用頻度が非常に少ないということで兼務になった経緯があると思うんです。警備員が2名いるので、そのうちの1名が兼務で、ピンポン押したら出てくるという形に変えたと思うので、その辺、変わった時期と、前の体制でどういう体制でやられていたかわかる資料をお願いしたい。

○ 村山繁生委員長

出ますか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

一応ちょっと過去の、申しわけない。手元に資料がございません。過去の状況も調べまして、資料として、ちょっと調べたいと思います。

○ 村山繁生委員長

じゃ、後ほど出してください。

他にこの項に関してよろしいでしょうか。

よろしいね。

では、追加資料以外で、当初予算で何かご質疑があればどうぞ。

○ 中川雅晶委員

この当初予算の資料を見せていただく第1番目が、健全な財政運営の推進についてというところで、四日市市の行財政改革プランにのっとって推進をしますよというところで、これの今、2017ですけど、この前、平成28年度までは2014というやつの行財政改革プランで、指標は、四つの指標で実質収支比率と実質公債費比率と将来負担比率と財政調整基金プラス減債基金の貯金をある程度これだけ確保しますよという指標にのっとって進められて、実質収支比率以外は目標を達成されているというところで認識をしているんですが、今度2017年になると、健全な財政運営の視点というフローの部分とストックの部分で分けて、指標を五つ設けられて、経常収支比率とそれから実質収支比率は今まで一緒ですね。それから、実質公債費比率も同じ指標で、あと全会計の市債残高とそれから財政調整基金、都市基盤整備費とそういう基金の残高というところの指標で進められているということで、借金も減らしながら健全な方向へ、非常に成績でいうと優秀な成績で進められているというところは皆さんの努力というのは本当に評価をするところなんですけど、あわせて新たな2017年の行財政改革プランで、フローの部分とストックの部分と指標を分けて両方とも追いながら、なおかつ、市長の肝いりで行政コスト計算書を作成して、今後もさらにきめ細かくやっていくというところで、2014から2017にかけて、平成30年度の予算において、何を一番重視していく中で、かつ行政コスト計算書をどのように活用して、何に切り込んでいくのかというのを少し確認をしておきたいと思うんですが。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

財政経営課長、田中でございます。

先ほど中川委員ご質問にあったとおり、2014から2017への切りかえというところで、一番私どもが考えたところというところなんですけれども、一つは財政状況というのがここ数年税收の増加ということで、それに支えられて、やはり過去に比べると非常によくなってきたよということには言えてきたと思います。

ただ、ところで一方、何が今後起きていくんだろうなということ、人口の減少、それから高齢者の比率の増加ということを考えていきますと、例えば民生費の関係で一番顕著

にあらわれておりますが、社会福祉費の増加というのが、これがやはり顕著に出てきております。今年度の予算の中でも、これは他の部局の所管になるかもしれませんが、民生費だけ見ていただきますと、一般財源、税収の投入額が10億円ぐらい上がっていると、こういった事例が正直示されている。この流れは、団塊の世代がもうすぐ後期高齢者に突入するという中にあっては、まだまだふえていくだろうと、こういうふうと考えられるわけです。そうなってきますと、じゃ、次何だと、こうなってきますと、やはりこういった社会的な保障、いわゆる義務的な経費、扶助費と、こういったものになってくるわけでごさいます。じゃ、人件費、社会的な扶助費、もう一つ公債費というのが我々の義務的な、というと、どこに充てていくかということと実は公債費はきっちり管理していきましようというところを一つ頭に置きました。

その中で、ストックの指標として全会計の市債残高、これは2014にはなかったはずなんですけど、2017で総額できっちりお示ししましょうというところを今回新たに加えさせていただきますまして、2017の中で総市債残高1700億円という一つの目標を定めておるところでございまして、後ほど市債残高のほうも補正予算のところでご説明はしますが、今のところ平成30年度末で何とか1700億円まで行けるかなというようなことは考えています。

それから、もう一つ不交付団体になったというのも、一つ頭に大きく捉えております。そうなってきますと、不交付団体の臨時財政対策債というような赤字地方債の発行がなくなってしまうので、普通に考えればその分の市債は減っていくよねと。そういうところも踏まえた上でこの市債残高というのは考えてございまして。

そういったところで、やはり見た目の財政力がよくなって、例えば臨時財政対策債の発行がないのに、その分をほかに巻きかえて発行してしまうというようなことになってしまうと、これまた将来に禍根を残すよというところでごさいます。今回、よく考えたのはやはり市債残高、それから都市基盤、公共施設という大型事業がばんばんに入っているといった中で、国体となりますと百何十億円ですよと。今、例えば給食の問題です。給食センターもあれば、市街地の駅前広場の問題とか、大きなビッグプロジェクトもどんと控えている中にあっては、この残高というのもやはり一定頭に入れていかなあかんということがありまして、特にこのストックの部分に関しましてはちょっと少し明確化させていただいたと。今回の予算に関しましても市債残高につきましては、57億円の発行になっていますけれども、元金が70億円ぐらいの償還になってございまして、この臨時財政対策債の償還費部分の差っ引いた部分でプライマリーをとると、そういったところは意識させていただ

いた形で予算組みさせていただいて、将来に禍根を残さないような健全な財政を狙っていくというのが今回の主眼です。

あと、それからもう一つ、この公会計と、今分析が終わってこれからというところなんですが、違う物差しを当てていくというところなんです。これはまだ、いろいろこれからの考えは出てまいりますけれども、やはり横に並べてみてコストが余分にかかり過ぎてないやろかとか、それからあと、例えばこっちは比較的成本は低いのにこっちは高いよねと、似たような感じであれば、そこちょっと洗い出してみたいなと思っています。その中には、例えば使用料のバランスがとれているのかいないのか、それは説明ができる中身なのか、そういったところはちょっとまだ完全に分析し切れてはございませんけれども、そこもお示ししながら健全な負担、ふるいに公会計の物差しも当てて、違う物差しを当てることで浮かび上がってくる課題が割と明確に出てくると思いますので、そこも当てて費用の切り込み、そういった中でこのフロー指標のほうで経常収支比率で定めていますけれども、そういったところで、無駄な部分は切り捨てて硬直化を防ぐ形で将来にわたっていろんな施策を展開できるような財源を取っていきたい、そんなふうに考えておるところでございます。

以上です。

○ 中川雅晶委員

特に今後、そういう、将来ストックになるようなものをたくさん投資していかなきゃいけないくて、その中においても市債残高をふやさないような経営をしていくというところで、そのように努力いただきたいし、そうやって今までやってこられたという実績もよく存じ上げてますので、引き続きそういう形でやっていただきたいというふうに思います。

あと、違う物差しで横に並べてみると。行政コスト計算書を作成してそういう物差しを持って特に受益者負担のあり方であったりとか、その施設のあり方であったりとか、長い歴史があるような、少し時代からある一定の役目を終わっているものなんかを、というのも見直していかなきゃいけない、そういう物差しにしていく必要はあるのかなと思いますし、うちの会派の中でよく議題になるのは、老人福祉センターです。中央とか西の老人福祉センターのあり方とかも、どこに位置づけられて、施策として、どの施策の中に入っているのかって。単に昔からのあるものとして、当然あるものがなくなれば反対されるというのも市民感情としてはよくわかるんですけども、しかし、それがちゃんと施策の中に

のっとして存在をして、また、適正な受益者負担のもとで回っているのであれば理解はできるんですが、そうではないものがずっと存続し続けるということはやはり課題かなと思いますので、今言われたように、違う物差しとか横に並べることによってそれがどうなのかという判断をしていただくような形でマネジメントしていただきたいなというふうに思います。

あと、非常にいろんな成績表を見ていても成績はいいんですけど、ただやっぱり2014のときも実質公債費比率という四日市市の指標としてはクリアはしているんですけど、これ、全国的に見ると少し偏差値としては悪い偏差値なので、この辺も改善していかなきゃいけないというのは一つ大きいところかなと思います。今、さっき言われたところも含めて、その辺の数字を上げていくという努力もしていただかなきゃいけないのかなというふうには思いますので、よろしくお願ひしたいんですが、ただ、成績表がいいと、非常に優秀やってわかるんですけど、じゃ、これで、市民の方が議会も含めてオーライと言えるかというところとまたそれは違うところが出てきて、それは何が足りないのかなと思うと、今度は例えばチームワークであったりとか、チームの連携であったりとかよく言われる縦割りをどう是正していくかと。縦割りのいいところと弊害の部分をどう是正していくかというところが、今後、先ほどの横に並べて、じゃ、何をするのかというところの先というのはその辺の部分かなというふうに思います。

ぜひいろんな関係部局に対してであったりとか、一つ横串で刺さっていなきゃいけない政策に対しての見方というのも財政の部分から、こういった公会計を使った、また、マネジメントを使った部分から、マネジメントをぜひしていただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうかね、お考え。

○ 内田財政経営部長

財政経営部の内田でございます。

行財政改革を進めていく上で、全国で共通した現状の課題は少子高齢化社会の到来の中で、税収が先細りしてくる中で、やはり施設の、あるいはインフラの老朽化にどう対処するかということと、社会保障についての財源を地方としてどういうふうに見ていくかということはあると思います。

この二つの大きな課題をやっぱり財政、これから運営していく中で意識していく。このときに、今委員からもおっしゃっていただきましたけれども、剰余金が出たときは市債の

発行を抑えるなり、将来に備えて基金を積み立てる、当然その財政上の理論ではございませぬけれども、やはり中長期に財政シミュレーションをした中で目標をどこに置くかということは、これは大事で、それと公会計、あるいはそういう財務諸表を使って今まで切り口としてはなかなか見えてこなかった部分もコストパフォーマンス等々で明らかになってくるものは明らかにして、どうやって施設を整理していくんやというところも一つの我々としては提案していける材料にしていきたいと思っております。

その中で、最終的に施設をどうしていくか、どの位置づけにしていくかというのは政策的な議論も踏まえた中で、当然財政の一面だけで全部整理できるものではありませんけれども、今まで示せてこれなかったそういう一つのきっかけとなるような指標も提案しながら、全庁的な議論の中で生かしていきたいなと思っております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

ぜひ、そういう政策の選択、政策の判断をするときのいろんな材料をどれだけそろえられるかというのは、財政経営部の大きな仕事やと僕は思います。その政策判断をするときに財政的な裏づけがないような政策判断なんかあり得ない話なので、またマネジメントの視点がないようなものはなかなか政策判断するとき、間違わない政策判断をする一つの大切な指標なので、そこにすごい使命があると思いますから、ぜひその視点でマネジメント力をさらに発揮していただきたいなと思っておりますし、組織変更で今度マーケティング部門というか、まだまだその視点があるのかどうなのか僕はちょっとよくわかりませんが、新しい部門ができて、マーケティング部門とそれからマネジメント部門を担って、今この社会変化の中で少子高齢化がどんどん進展する中で、先ほど言われたような費用がかさんでいたりとか、また、ストックをどうやって更新していくかという問題をやっていかなきゃいけないし、ちょうど次の総合計画を策定していく時期に、どれだけ将来にわたる予測ができるようなものを提供できるかというところが大切なので、ぜひそういうような視点で一番最初に掲げられている、健全な財政運営の推進について財政経営部としての役割を担っていただきたいと思っておりますが、そのことに関してだけ、少し、しつこいですが大切……。

○ 内田財政経営部長

財政経営部、内田でございます。

委員のおっしゃられましたその財政運営の指針も、我々の考えと一致するところも多うございまして、当然肝に銘じて、中長期の視点をもって我々も行財政の運営をしていきたいと思えます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

質疑のある方、ちょっと手を挙げていただけますか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

そうですか。じゃ、もう休憩に入ります。お昼休憩に入りますので、再開は午後1時といたします。

11:59 休憩

13:00 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、財政経営部の一般会計の当初予算のところでご質疑のある方はお願いいたします。

○ 早川新平委員

41ページのふるさと応援寄附金について、846万5000円というふうに出ているんですけども、その説明のところで、シティプロモーションの取り組みと連携しながら、感謝の気持ちを送付する機会を捉え、本市の特徴的な施策や事業の紹介、地場産品・観光資源

のPRに取り組み、応援いただける寄附者の増加につなげるって書いてあるんだけど、これ、去年もあったっけ、去年は。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

その表現が。ございました。

○ 早川新平委員

あって、増加していないんやけどさ。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

歳入のほうが増加していないという、そういうことでございますか。

○ 早川新平委員

はい。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

歳入の件ですが、今お答えしてよろしいでしょうか。

○ 早川新平委員

そんならええわ。ちょっと視点を変えるわ。済みません。

その846万5000円の中の取り組み、その内訳を少し教えていただけますか、主なもの。例えば、これやったら、返礼品とかそういうものの充実をさせるとか、それから、市にある夜景クルーズに招待するとか、要は返礼品の中のことやわね。850万円近くあるのやけれども、主なものって、あとは目新しいものを教えてください。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

まず、目新しいものということでございますけれども、ふるさと応援寄附金につきましては、体験型のメニューという形で昨年10月から開始しておりますけれども、基本的に、これにつきましては、それぞれの部局で事業を行うという形で、それについての予算という形でございますが、基本的に、私どものほうとしましては、これまでの返礼品メニュー

に加えて、昨年10月1日から新たにリニューアルをした内容のものを挙げてございます。

ただし、これまでよりもこの850万円というのは減ってございます。減額してございます。それはなぜかと申し上げますと、これまでは返礼品の割合が約5割ぐらいございました。昨年4月に総務省のほうから3割以下に抑えるようにということがございましたものですから、昨年10月以降につきましては3割以下に抑えて、返礼品を返すという形ですしておりますので、したがって、平成30年度の予算につきましても、その分を減額するという形で予算を組ませていただいております。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

そうすると、5割程度の返礼品のやつがあったということで今の答弁やったんやけど、総務省から今後3割以下に下さいという通知があって、今年度、平成30年度に、今の体験型とか、昨年度にないような新しいものは何かというところはないですか。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

今年度新たにという形ではここには盛り込んでございません。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 早川新平委員

わかりました。

○ 村山繁生委員長

ふるさと納税で他の委員の方ございますか。

なければ、他の項目でどうぞ。

○ 中川雅晶委員

まず、土地開発公社の経営健全化の取り組みで、今、これは政策推進部のほうで議論し

ていて、もちろん、債権を放棄するというのと、それから、土地開発公社が持っている土地をこっちへ譲り受けるというところで、その後の管理とか、ないしはその処分をどうしていくかというのはそれぞれの部局にされるみたいな話をされていましたが、財政経営部としては、これ、こういう、例えば管財課とかが管理するような土地になった場合にどのような対応をしていくのかという方針だけ確認したい。

○ 内田財政経営部長

財政経営部、内田でございます。

具体的には、大きな方針は多分政策推進部のほうからいただいておりますけれども、債権を放棄させていただくと、議案として、もしご承認いただければの話でお話しますけど、当然、土地開発公社が所有する土地を、本市が引き継ぐことになりますので、その管理をどう整理して、その一部、あるいは全部かわかりませんが、財政経営部としてそれを管理していくということは十分あり得ると思います。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

まだ確定した話ではないので、その活用策であったりとか管理の方法であったりとかというのも、ぜひ主導的に方策なりをある程度というか、一定、方向性を出しておかなきゃならないと思いますし、これ、まだ可決されたわけではないんですけど、当然、債権放棄しても、市としての説明責任はやっぱり果たしていかなくちゃいけないです。議会は当然、前回の条例についても同意はしているということもありますので、議員ではそのスキームはよくわかっていますけど、市民にとっては、やっぱりこれだけの大きいお金を、債権を放棄するというのは大変なことなので、その説明責任を果たしていくというのが、政策推進部はもちろんですけど、財政経営部のほうも一緒に果たしていただきたいなという思いと、それから、譲り受けた土地に関しても、適正な管理と、それから活用方法というのを積極的に検討いただくなり、活用策を進めていただきたいなというところをお願いしておきますので、よろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

そんなに多く発言はないんですけど、もう一つ、今、所有者不明の土地のことが課題になっていて、国土交通省とかも検討されて、中間報告なり最終報告なりというところが出ている中で、本市としても、今後、先ほども言われたように、どんどん高齢化が進んでいったりとか、単身世帯化が進んでいったりとかという中において、この問題というのはなかなか避けては通れない、本市もね。今現状、じゃ、どれだけ不明な土地とかがあるのかって、それ、調査とかされているんですかね。

○ 村山繁生委員長

どうですか。

○ 中村資産税課長

資産税課の中村でございます。

今現在、所有者不明の土地がどれだけあるかつかんでおるかというご質問でしたけれども、これは実際にはつかめておりません。原因としては、相続未登記や、あるいは相続権の放棄等、また、法人の解散などによって所有者が不明となるケースが多くございます。固定資産税としては、課税しておる土地については所有者、相続権を調査して、その相続権者に対して、相続の登記やら固定資産税の賦課徴収のお願いをしておるわけですが、固定資産税がかからない土地、いわゆる評価が低くて少額免除になる土地については、その後追いをしておりませんので、その辺が所有者不明になっておるのがどのぐらいあるかということにはつかめておりません。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

所有者不明の土地の議論を見ると、課題としては、所有者を探していくことの、どうやって円滑にそう探せるかというところの課題と、所有者不明の土地の管理や利活用の仕方という課題と、それから、所有者不明の土地の増加を防止していくという視点の課題と、それから、土地所有のあり方の見直しというところで課題を整理されているのかなって見受けられるので、今も本市にとっては固定資産税というのは大切な収入源でもありますの

で、固定資産にかかっているところはそうやってやっておられると。しかし、その対象でないところはほとんど手つかずのままですという今の回答なんですけど、僕はもうこの辺含めて、先ほどの要望という部分も含めて、今の実態の調査と、今後どうしていくのかというのも含めて検討していかなきゃいけないんじゃないかなって思うんですけども、その辺はどうですかね。

○ 中村資産税課長

委員おっしゃるとおりでございます。現在も国のほうでは法務局が中心となって、所有権が数代にわたって動いていない土地について、その相続権者を探すというようなことを、今後検討しておるといふふうに聞いております。私どもとしましても、その国の動きに合わせて調査等をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

ぜひ検討する場所なりとか設置をして、少し着手してはどうですかね。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員

そんな組織ってでかいものじゃなくても、少なくともプロジェクトチームとかって、これ、マイナンバーの利活用の部分においても話が……。マイナンバーは、これ、プロジェクトチームがあるってこの間おっしゃっていて、プロジェクトチームの事務局はIT推進課やっておっしゃっていたので、マイナンバーの利活用も進めていかなきゃいけないし、これは、結構、所有者が不明の土地って、マイナンバーのこととも多少オーバーラップするところがあるとは思いますが、でも、少なくとも今ある実態の把握と、そういうふうに今後ならないようにどういうふうにしていくか、不明な土地としてどんどん奥に入っていないような予防策というのは、国の議論であったりとか、先ほど言った法務省の整理だったりとかというのも含めて、自治体としてどういうことをしていかなきゃいけないのかというのを、少なくとも議論を始めなければならないんじゃないかなと思うんですけど、その辺は全く考えがないということですか。

○ 内田財政経営部長

財政経営部、内田でございます。

趣旨はよくわかります。そういうのが全国的にも問題になって、国のほうもいろいろ対策を練ろうとしていますので、私どもの部としましては、今、資産税課長が申しましたように、直接的に一番かかわりが深い部署ではあります。また、土地利用とかという観点でいきましたら、当然、都市整備部とかになってきますし、そういうところを庁内で十分そういう考えのもとで連携してやっていくという体制は必要かと思っておりますので、それは今、今回、委員のご提案のとおり、動きを始めたいと思っております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

ぜひ全庁的に検討できるようにしていただきたいなというふうに思います。

あわせて、先ほどマイナンバーの活用についても、インフォーマルのところの接続についてはまだまだ課題はあるかもしれないですけど、少なくともフォーマルの中でこの辺活用していくというようなところで踏み出していかなきゃならないという提案も総務部のときにさせていただいたんですけど、当然、この部署もマイナンバーってかかわりが深いという部分なので、あわせてぜひその辺の部分、進めていただきたいなと思っておりますので、どうでしょうか。

○ 内田財政経営部長

財政経営部、内田でございます。

マイナンバー、もともと税制上の話から出ておる部分も非常に多いウエートを占めていますので、地方税のいろんな課税、事務の中の合理化も進めていく必要がありますし、課税情報を使ったほうの部署で、課税情報を使っていろいろ制度的に必要なものも多々ございますので、今、国で示されておる案以外に直接住民サービスの向上につながるような部分については、やはりそこは十分我々も研究して取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

よろしく申し上げます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。

○ 早川新平委員

いろんな部署で、財政経営部もそうなんだけど、市民アンケートをとって、その結果は
どういうふうに予算に反映しているのかというのが1点と、それから、予算のつくり方と
いうのはどういうふうなシステムでやっているかという、総合的にちょっと教えていただ
きたい。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

こちら、市民アンケートでございます。私どもも当然、市政アンケート、こちらをまず
眺めさせていただきます。それからあと、これちょっと予算のつくり方にも関係するところ
なんですけど、こうしたアンケートとか、市政上のそういったいろんな、やはり身近な
問題も当然ありますので、原課がまず当然受けとめてはくるんですけども、それから私
どもについて、まず、担当が聞き込みをする。それから、当然、私は課長のほうから聞き
込みをさせていただく。それからレビューをさせていただくという3段構えで構えており
まして、特にやはり声の多いものがございます。やっぱり苦情とか、私たちが身近に感じ
るものも当然ございますので、そうしたところ、例えば道路要望なんか非常に多かった
と。たしか一番厳しい点数をいただいていた方は、そういうのはありますけれども、そう
したところはちょっと配慮しながら、当然、原課もその思いを受けて実際要求が来るわけ
ですけども、それらについてやっぱり配慮していくという形になっています。

あと、予算のつくり方は、やはり各部局から要望をいただいて、そして、税のほうの見
込みもきっちり事前に立てさせていただいて、その中で収支のバランスを見ながら、各部
局の優先順位、それは当然守らせていただきたいと思いますと思いますが、そうした中で踏まえ
てつくっていくと、各部局とキャッチボールしながらつくり込んでいくと、そういった形
をとっておるところでございます。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

今、最後でキャッチボールしながらといっても、譲れるところと譲れやんところ、必ずありますよね。それで、そのこのところで、代表質問やったかな、そこでもあったように、何か、これという突出したというか、そういうものをどういうふうにつくっていくのかなというのが、例えば、コストをするんならって、そこへ特化しているんかとか、予算を充当させているのかとか、そういったところ。それは例年、一番無難にいくところだろうけれども、市長部局がどういうふうな政策を、今年度は、あるいは来年度はここを優先するという、そういう予算というのは当然あると思うんやけど、どうなんですか、部長。

○ 内田財政経営部長

財政経営部、内田でございます。

まず、予算の主要施策、新年度予算に、本当はちょっと、適切でないかわかりませんが、めり張りという言葉を使わせていただきますが、その時代、時代に合った市民ニーズも変わってくる中で、どういうめり張りをつけていくかという形でちょっと答えさせていただきますと、まず、めり張りの部分については、大きくは第3次推進計画、ここに具体的にあらわれてくるものでございます。非常に多岐にわたる市民サービスの中で、市が予算を重点配分して、積極的に予算を配分して施策を進めていくという姿は第3次推進計画にあらわれておるというご理解をしていただきたいと思います。

当然、そこから外れてくる事業でも重要な事業はたくさんございますけれども、めり張りといった観点では、第3次推進計画できちっと市の姿勢を出させていただいております。ですから、市長の七つの基本方針を、あの中から、特に重点の部分をあそこに盛り込んでもございますし、従来、第3次推進計画事業になっていなかった部分についても、めり張りという中では第3次推進計画の中に位置づけて、予算を重点配分して出していくと、これは大きな意味ではそういうめり張りのある予算にしておるということでご理解いただきたいと思います。

○ 早川新平委員

オーケーです。ありがとうございます。

○ 森 康哲委員

LEDの事業費なんですけれども、これの削減効果ってどれぐらいあるんでしょう。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

改めまして、LEDの関係の導入なんですけれども、委員さんご存じのように、平成26年度から順次、施設のほうに設置をしているところでございます。消防本部から設置しまして、この市の庁舎等々に設置してきた経緯がございます。例えば直近、平成28年度ですけれども、平成28年度に実施した市庁舎のLED化工事は、6階から11階を、平成28年度に実施したわけなんですけれども、その6階から11階での削減効果を試算しますと、年間の電気使用料、電気料金の削減効果につきましては302万7000円という形の試算をしているところでございます。

○ 森 康哲委員

大きな効果が見込めるということで期待されていることですし、また、交換の手間や長時間使えるということではいろいろなメリットがあると思うので、ぜひ今後もいろんな施設に投入して行っていただきたいと思っておりますし、ここはこれでとどめさせていただいて、ほかに……。

○ 村山繁生委員長

ほか、ありますか。

○ 森 康哲委員

先ほどの中川委員のほうの質問の大きいテーマ、いいですか。土地のほう。

○ 村山繁生委員長

どうぞ。

○ 森 康哲委員

土地の評価のところで、不明地があるということだったんですけれども、不明地に対し

ての税込というのは何年度までさかのぼって請求しているのか。それは未収でずっと上がっていくのかどうか、それを確認したいんですけども。

○ 内田財政経営部長

財政経営部、内田でございます。

今ちょっと質問の確認をさせていただきたいんですけど、今、固定資産税が課税されておる土地があって、それが例えば所有者がお亡くなりになって、相続がわからんとかで宙ぶらりんになっておる部分がどうかという意味でよろしいですかね。

資産税課長にお答えさせますので、よろしく願いいたします。

○ 中村資産税課長

相続人を調査して、相続人を代表する方に徴収というか、納税通知書をお送りしています。それでも代表相続人がいない、全く相続人がいない場合は、どうしても公示送達といって、送付先がないと、いわゆる納税義務者が不存在という形になりますので、一応、公示送達をします。公示送達をして、いわゆる5年間、それで欠損になるなりしていくというふうに思っております。その後、相続人があらわれる。この場合は、よく言われるのが、相続人不存在で、その債務者、例えば借金で担保にとっておる企業とか銀行が相続人の管理人という制度を設けてされた場合、その方にその分を請求します。税法上5年間の期限がありますので、5年分までは請求する形になります。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

ありがとうございます。

これは、建屋においても同じことが言えるんですか。土地だけじゃなくて。

○ 中村資産税課長

家屋についても同じことが言えます。

以上です。

○ 森 康哲委員

建物の場合、朽ち果てて原形をとどめない場合は資産としての価値が下がってくると思うんですけども、その評価自体は誰が判断していくんですかね。

○ 中村資産税課長

中村です。

家屋については3年に1回評価がえで、その間に経年の劣化分を見て評価をしております。

以上です。

○ 森 康哲委員

誰も住んでいない状態がずっと続くと、経年劣化というよりも、もう朽ち果てるケースも見受けられるんですが、その場合の対応というのはどこかで線引きをせなあかんと思うんですけども、その辺、ずっと課税し続けるということですか。

○ 中村資産税課長

中村でございます。

その場合ですと、建築指導課がいわゆる危険家屋として勧告を出した家屋については、土地の分について住宅特例がきいておるんですけども、6分の1という住宅の用地としての軽減措置が適用されていますが、危険家屋と認定されますと、その住宅特例を解除するという措置が税法で決められております。その場合でも、家屋が存在する限りはやはり課税をしなければならない形になっておりますので、引き続き課税はしております。

以上です。

○ 森 康哲委員

そうすると、以前、相談したケースは、土地の所有者はわかっている、上物は違う人だと。その違う人が亡くなられて、相続人がわからない。だけど、家がだんだん古くなって朽ち果てて、屋根も落ちて、だけど、建物、柱は建っていると。そういう状態で隣の家にもたれかかっている状態にもかかわらず、壊すことすらできないと、所有者がわからないから。そういうのも課税していく、ずっとし続けるということなんですか。レアなケースだと思うんですけども。

○ 中村資産税課長

家屋の定義の中に遮断性と土地の定着性とがあるんですけれども、いわゆる屋根が壊れて、外気の遮断性がなくなれば、これはもう家屋としては見ないということで、家屋としては評価しなくなります。

以上です。

○ 早川新平委員

関連。

課税はずっとしていて、相続人がいない。要は払えへんのやから、それは机上の論理やんね。

それからもう一つは、法定相続人って結構ふえてきますやんか。そうすると、相続放棄されても、法的に相続人のところというのがクリアにはならんと思うんやけど、そういう場合というのはどうなのかな。ここで聞くのが正しいのか。今、そういう中川委員から森さん、ずっと来たんで、現実には、机上の論理では、実際、相続放棄する人としらない人と、相続人の中に出てくるんでね。当然あるじゃないですか、現実には。前にもちょっと相談したことがあったんやけど、そこのところ、どうなのかなって。課税します、します。でも、払う人がおらんのに課税していても意味ないなと思って、関連で質問させてもらったんだけど、そこのところ、その2点だけちょっと。

○ 中村資産税課長

相続放棄等で所有者がいなくなった場合は、先ほど申しましたが、関係者、いわゆる債権者であるとか利害関係人が相続財産管理制度を利用して、相続財産管理人を立てて、その上で競売なり公売をして処理をすると、そこまでいかないと解決しないという問題でございます。

先ほども森委員からもご指摘がありましたし、中川委員からもご指摘がありましたように、この辺をどうしていくかということになりますと、資産税課としては、法務局の相続登記を促していくと、家屋についても相続登記を促していくという形でしか処理はできないような形になっております。私どもとしては、相続財産管理人が立てば、その方にお願いますし、そこも立たないような土地については、今後、土地、家屋については検討し

ていかなければならないなというふうには思っております。

○ 早川新平委員

最後にします。今、最後に言った相続財産管理人、それ、立てられないとかは、必ず現実にあるので、そこをを考えていかなきゃいかんという答弁をいただいたんだけど、どういうふうに考えていくのか。例えば行政代執行とか、今さっき森委員がちょっと言ったところでも、朽ち果てていって、隣地の家に壊れていく、被害を与える、これが一番問題になっておるんですよね、全国でも。そこはどうか。今年の10月ぐらいにも新聞によろ出ておったように、相続放棄はしたけれども管理義務は残るよとか、そういったところも含めて今後やっていっていただきたいな。早急にやっぱりやっていかなあかん問題やろうなと思っておるんやけどね。

○ 中村資産税課長

中村でございます。

建築指導課のほうの建築安全係の者と協議して、連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○ 早川新平委員

よろしく申し上げます。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

今のところ、これ、まだ決まっているわけではないでしょうけど、やっぱり制度の見直しというところで、公共的な事業にそういうものを利活用できるのであればそういうふうにしていくみたいな方向で制度の見直しというのは議論されているみたいなので、それにあわせて、先ほど言われたように、そういったものも、どういう公共的な活用方法があるかないかというか、できるかどうかって、それは全ての土地なり建物が利用価値があるとは思えないですけど、利用価値があるものもあるのかなって思うと、そういう研究であつ

たりとか検討であったりとかというのも、やっぱり自治体は自治体でやっぱり議論していただかなきゃいけないかなと思うので、重ねて、しつこいですけど、済みません、よろしくをお願いします。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。もうほかの項目も何もありませんか。

他に質疑がないようでございますので……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

あ、資料や。資料、できていますか。

ちょっと資料、説明してもらえますか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

先ほど本町プラザの警備関係のほうで森委員から請求があった資料につきまして説明をさせていただくとともに、中川委員から話がありました男女共同参画課とのかかわりにつきまして少し話をさせていただきます。

まず、資料のほうなんです、警備体制といたしまして、先ほど森委員のほうからは、警備員が3名の時代があったはずやというお話を頂戴したところでございます。こちらのほう、警備体制ということで、平成21年度から平成23年度、時間、17時までと17時から22時以上と……。申しわけありません、22時以上って書いてありますけど、これは22時以上というのは不要ですので、以上というのはちょっと消していただきますようお願いいたします。申しわけございません。

この間、平成21年度から23年度の間は、特に土曜日、日曜日、祝祭日2名、平日の夜間は2名という形で、そのときは本町プラザの駐車施設の指定管理の中で警備1名という形もございました。そういう状況の中で、下のほう、平成21年度から23年度の中では合計二、三名という形で、最大、警備としては3名という状況がございました。

そういう中で、平成24年度以降なんです、インターホンで呼び出しという方式もございましたので、こちらのほう、平成24年度からは、本町プラザの警備業務としては2名と

いう形で、駐車施設の指定管理の中ではゼロという形で、合計2名という経緯がございます。それを平成30年度からは、この辺、警備内容を見直しまして、1名という形で考えておるところでございます。下のほうに経費の比較という形で示させていただいております。当然のごとく、経費的にも削減のほうを図ってきたところでございます。

先ほど中川委員のほうから話がありましたように、男女共同参画課との警備のかかわりですけれども、先ほど防犯カメラ云々という話もさせていただきましたけど、ちょっと一部曖昧なところがありましたので、申しわけなかったですけれども、まず、現状、男女共同参画センターのほうには非常用の押しボタンが事務室に1個ございます。相談室も1個ございます。その非常ボタンを押すことによって、3階で非常ベルが鳴って、守衛室でランプが点灯すると、今、そういう仕組みになっておるところでございます。こちらのほうにつきましては、さらにセキュリティーのほうを強化していく必要があるということ、平成30年度の当初予算に男女共同参画課のほうから予算を計上させていただいておりますけれども、平成30年度の予算で防犯カメラを設置して、それで、守衛室のほうにモニターを設置する予定にしていまして、防犯カメラを設置することによって、さらにセキュリティーを高めていこうと、そういう形で考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○ 森 康哲委員

資料、ありがとうございます。

ちょうど平成23年度にこの議論を1度したことがあるんですけども、平成24年度に2名体制にして、駐車場の係を兼務にすると。だから、警備員は1.5人で計算して、駐車場係を0.5人という、人間を二つに割ることはできないですけども、業務の内容をそういう対応にするということで2名体制にしたという経緯があると思うんですね。

そのときの考え方は、1名は入り口において、1名が巡回すると、2名体制の場合はそういう体制をとりますと。そのうちに駐車場利用者があらわれた場合は、ピンポンを押して、1階にいる者が駐車場の対応をするから、兼務でも大丈夫ですという説明だったんですね。

これが警備の面で1名になるとすると、この平成21年度から23年度で2名体制でやっていた内容とどこが変わって、安全度を落とさずに1名にできる理由をちょっと教えてほしいんですね。今お聞きしたのは、男女共同参画センターにいろいろな工夫をして、危険を

察知した場合はこうしますよというのを示されたと思うんですけども、そもそも2名いたときの想定というのは何だったのか。ちょうど私が記憶があるのは、この当時、例えば学校に暴漢者が来て、さすまたとって、二つに分かれたやつを押さえつけるのに配備したり、学校の入り口に防犯カメラを設置するきっかけになったいろんな事件が起きたと思うんです。そういうことによって、2名体制でどうかなというの議論した覚えがあるんですけども、これ、本当に1名にして大丈夫なんですかね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

過去の議論の中で、そういう2名になったというのをはっきり私も承知をしております。今回、警備のほうを1名にするという形にして、特にインターホンの呼び出しの部分がないという形で、その辺の業務を削減できる。例えば1名の場合であっても、当然、業務の中で巡回という業務も必要になってまいります。業務の中でずっと守衛室においてというんじゃなくて、巡回という業務も当然必要になってまいります。その巡回の際にも、何らかの、ちょっと今あれですけども、警備員が巡回する際にも、何らかの形で警備員のほうに通報できるシステム、そういうものを、状況に応じながらその辺も考えていく必要があるのかなという形では現時点では思っておりますけれども、その辺は状況に応じながらその辺のところ、巡回時の体制なんかもちょうと検討を進めていきたいというふうに思っています。

○ 森 康哲委員

平成21年度から23年度に土日、祝日と平日の夜間が2名体制になっているんですが、これは恐らく来館者が多い時間帯を想定して2名体制にしているのかなと思うんですが、その辺、いかがですか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

今、森委員さんおっしゃっていただいたとおり、多くのお客様がいらっしゃるだろうという想定のもとで1名から2名に増員されておるものと思います。

○ 森 康哲委員

本町プラザに入っている市の職員の出入りよりも一般の市民の出入りが多いときに、そういう警備業務に従事する人は2名体制のほうがよいであろうという考え方からこのような体制をとられていたと思うんですが、もう一度お聞きしますが、それが何らかの理由で解消できて、1名体制でもよいという判断をされたのかどうか、お聞かせください。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

私どもも2名から新年度、現状、警備員をどうするかというのは議論も十分させていただきました。その中で、現状、特に2名というような、1名がインターホンの呼び出しという部分のほうにかかる部分が非常に多いと。その中で、1名が外におっても、巡回時であっても緊急連絡するように仕組みを構築すれば、例えば来館者への対応、それから巡回時の対応、1名で十分対応できるという形のほうで1名という判断をいたしたところでございます。

○ 森 康哲委員

駐車場のインターホンの業務自体は非常に少ないから、利用者も少ないから、そもそも利用しづらい駐車場であるから、これを壊して、思いやり駐車場を2面にするわけであって、これは業務が多忙で、1時間に何台も出入りがあるような業務であれば、それは残していたわけなんで、それは理由にはならないと思うし、ほとんど1日で数回なんですよ、ピンポンして駐車場を出入りさせる。数回しかなかったんで、そんなに警備員があたふたするような場面はないと思うんですけれども、それよりもやっぱり安全度の担保をきちっととっていくほうが大事だと思うんですが。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

当然、警備の内容の見直しをする中で、本町プラザの中身の警備体制のあり方を十分議論する中で、他の市の施設の状況というのも詳しく調べる中で検討には至っております。市の施設の中で警備という形のもので実際に1名という形で運営をしている施設もございますし、そういったものを比較する中で、警備としての業務を精査する中で、本町プラザについての警備のほうは、十分1名で対応できるというふうな判断をしたところでございます。

○ 森 康哲委員

ちょっと内容のことをお聞きしたいんですけど、この1名というのは、例えば条件つきにするのか、警備員にもいろいろあるんですが、例えば武道の有段者とか——例えばですよ——年齢制限を設けるとか、そういう工夫はされるんでしょうかね。警備の内容によっては、いろんな警備員の方がみえるんですけども、特殊な能力を有する者に限定して募集をかけるのか、そういうお考えはありますか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

本町プラザの管理の中で警備保安業務については、内容的に、業務を選定する基準、目的といいますか、主任者を選定して警備保安業務を適当に行うようにするという、そういう配置のものをうたっておるところでございまして、資格的なものというのは、特にその仕様の中で定めて入札を行ったという形ではございません。

こちらのほうにつきましては、既に11月定例月議会で債務負担行為という形で追加のほうをお認めいただいた中で、入札のほうを、2月14日に実施をしたわけでございますけれども、入札を実施する中で、実際に警備の資格というのはいくつかあるというのを、資格的なものをうたったということではなかったです。

○ 森 康哲委員

そうすると、市民から見て安心できるような体制が1名で本当にいいのかなって僕はちょっと不安に感じたんですよ。今お聞きしたのは、じゃ、内容は、例えばの話ですけど、屈強な男性がいるのとそうでないのとではやはりインパクトが違うと思いますし、同じ1人の警備員でも全然変わってくると思うんですね。仕様も変えない、人数だけ減らす、だけど安全度は変わりませんよという説明ではなかなか考えづらいんですが、そろそろ部長、まとめていただけますか。

○ 内田財政経営部長

財政経営部の内田でございます。

明確なお答えができないのが申しわけないんですけども、今申し上げたように、1名にするということは、従来の2名の体制から比べると、巡回よりも警備員室ですかね。そこにモニターを入れる予定ですので、そこに常駐する時間帯を多くすると。やはり従来2

名体制でやっていた巡回は頻度を落とさざるを得やんということはありません。でも、巡回を全くなしにするかということ、それも無理なんで、契約者、受託者の業者とも、そこら辺は運用上どうして改善していくかというのは重々検討する必要がありますけれども、例えば、巡回中でもいろんなリスクを回避できる方法があるのかとか、そういう研究はせなあかんと思うんですが、1名にするということは、基本的には待機所で待機する時間帯で、そこでもリスクが把握できるような、例えば防犯カメラの設置等がございますけど、そういったことのタイアップの中の判断で一つは1名にしていきたいという考えでございます。以上でございます。

○ 森 康哲委員

警備業務を請け負っていただく会社なんですけれども、ほかにもそういう警備業務をやられていると思うんですよ。ここだけをやられているとは想定しにくいんですが、もしできることであれば、応援に駆けつけるような仕組みをお願いして、1名で体制がとりづらいつきには応援をお願いすると。それは別途費用が発生するのかどうかは別にして、やはり市民から見て安心度、大丈夫かと言われるようでは心もとないと思いますので、その辺、カバーできるような説明をしていただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

何度も済みません。一言だけ済みません。

森委員から貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。私どもも、契約の仕様書、その中で緊急事態には対応できるような体制と、向こうの警備会社も来るようにという仕様もしておりますので、そのあたり、十分先方のほうとも協議しながら、セキュリティーに万全を期すように対応してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほう、よろしくお願いしたいと思います。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

経費の比較表を見させていただくと、警備業務だけで平成30年度、31年度、32年度の3カ年で5032万8000円ということは、年間1677万6000円ですよね。1名だけ置いて、機械警備だけであるならば少し高額なのかなと思いますし、今、森委員がさっき最後に言われたように、何かあった場合の連携体制であったりとか緊急応援体制であったりとかというのはあるんじゃないかなって思うんですけど、直接所管されていないので、というか、でも、やっているんやね。そうやね。本町プラザとしてはやっておられるので、もちろんそうですよね、所管ですもんね。だから、もうちょっと何か論理的な説明をいただかないと、なかなか、はい、わかりましたって、経費の部分だけ見てもそうだし、今、森委員が尋ねられた部分もそうですし。

○ 村山繁生委員長

これは、5032万8000円というのは1人分の人件費だけですか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

ごめんなさい。ちょっとこの資料のつくり込みの中で、5032万8000円というのは3カ年なんですけど、こちらのほう、警備以外の清掃、機械的な保守、運転保守も含めた金額5032万8000円ですので、ちょっと……。

(発言する者あり)

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

申しわけありません、平成30年度から32年度5032万8000円というのは警備だけの金額ということでは……。

○ 村山繁生委員長

ないんやね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

ないです。はい。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

もう少し細かくあれやね。

この内訳をもうちょっと教えてもらうといいんやね。

○ 森管財課主幹

管財課、森と申します。よろしくお願ひいたします。

5032万8000円、こちらの内訳というところでご説明させていただきます。

こちらはあくまで我々、積算結果、積算から入札結果を案分したものという形になりますけれども、警備委託、こちらについては約2400万円程度となっております。こちら、3年間という形です。清掃につきましては1800万円程度、そして、設備保守について700万円程度、その他ちょっと雑、分けられないもの等ありますので、それが60万円程度というところで、そのような内訳になっております。

以上です。

○ 村山繁生委員長

わかりましたか。中川委員、よろしいですか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

そういうことですね。

じゃ、他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、他に質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

では、討論もございませんので、採決に入ります。

それでは、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第23目諸費中収納推進課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為（関係部分）、第5条歳出予算の流用、議案第81号平成30年度四日市市桜財産区予算について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続いて、全体会に送る項目はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

全体会もなしというふうに確認をいたしました。

[以上の経過により、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第23目諸費中収納推進課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為（関係部分）、第5条歳出

予算の流用、議案第81号 平成30年度四日市市桜財産区予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、次に、補正予算やね。

議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第21目 諸費

第11款 公債費

○ 村山繁生委員長

議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費、第11款公債費について、追加上程分でございますので、資料の説明を求めます。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

それでは、私のほうから一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、第2款総務費、1項総務管理費、第21目諸費、それから第11款公債費のうち財政経営部所管の項目についてご説明申し上げます。

補正予算書28ページ、46ページになりますが、タブレットの資料で整えてございますので、ご説明申し上げます。

タブレットのデータにつきましては、06予算常任委員会、10平成30年2月定例会議、補正予算資料（部局別）、02財政経営部となっております。よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

では、こちらページをはねていただきまして、3ページをお開きください。

この平成29年度補正予算に関しては2項目でございます。

まず、歳出のほうの総務費の諸費の部分でございますが、市税過納返還金でございます。こちら、補正前の額3億1700万円、補正額がマイナスの3600万円と相なっております。こちら、説明のほうですが、記載のとおり、法人市民税の中間申告分等に係る還付額が見込みを下回ったためということでございます。

もう少しかみ砕きますと、こちら、市税過納返還金でございますけれども、主に法人市民税でございます。例えば3月決算の会社でございますと、6月から8月の間に確定申告していただいて税が上がってきますが、その半年後に中間申告という形で、中間決算を迎えれば、その決算額、なければ確定申告の2分の1を予定納付という形で納めることがあるんですが、実際にその翌年の確定申告を行った際に、途中で払った2分の1が払い過ぎであったと。例えば5億円の利益を出した会社が払って、翌年1億円しかなかったよと、こういったケースが出てきますと還付すると、こういったケースが発生するわけでございまして、こちら、今回、補正後の額が2億8100万円となっております。

最近の数字をちょっと簡単に申し上げますと、決算ですね。平成26年度が2億5700万円ほど、平成27年度が3億4100万円、平成28年度が4億8500万円ほどというようなことでございまして、やはり景気のいいときに会社でぼんと例えば特別損失が出たとか、そういった形でぼんと返すというようなケースがございまして、どちらかという、景気のいいときに企業の波が来て返すというようなことでございました。過去の実績を見て3億1700万円を当初置きましたが、そこまでは至らないということでございますので、不用と見込まれる3600万円を今回減額補正させていただこうというものです。

それから、続きまして、下のほうの公債費でございます。補正前が87億円余り、今回の補正額が1300万円ほどのマイナスとなっております。これは去年も同じ内容をたしかご説明させていただいたかと思うんですけれども、下のほうに米印で書いてある臨時財政対策債、これは、地方交付税のほうの原資が不足した場合に、かわりに地方公共団体で市債を発行してほしいと、その元利償還金は交付税で見るとよという、こういう赤字地方債みたいなものですが、それともう一つは、平成18年度の減税補填債というのがありました。

この減税補填債も聞きなれない言葉でございますが、平成11年度から18年度まで定率減税というのがあったかと思えます。たしかこの当時の部分は上限2万円の定率減税だった

と思いますが、その部分の定率減税で税収が下がった分は市債を発行して埋めてくださいと、後々交付税でその分穴埋めしますよと、こういった形で発行したものが、この米印の二つ、臨時財政対策債が15億円余り、減税補填債が5億6800万円ということですが、こちら、20年償還ということで、20年返済で借りております。

こちらなんです、こういった経緯について、これ、国のほうの定めで10年利率見直し方式ということで、住宅ローンなんかでも定期的な見直しがあることですので、身近なことかと思いますが、10年目になったら一遍金利の情勢を見直しましょうと条件つきで借りておりました。その利率が、平成18年度に借りたときは1.7%だったんですが、近年、国債、ゼロ金利というようなお話もありまして、0.01%と非常に低額に変更になったということございまして、この見直しによって1300万円の歳出のほうが減ったよということですよ。

ただ、中身としましては、利率が見直されると、元金の返済のスピードが上がって利息が減ると、住宅ローンの見直しの際によくある光景でございますが、そういった点がございましたので、総額としては下がりましたが、目のほうのレベルでは元金と利子が少し動いていると、そういうふうになっているところでございます。

説明は以上です。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございますが、ご質疑はございますか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

なしということで、質疑もございませんので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費、第11款公債費について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会はどうですか。

（なし）

○ 村山繁生委員長

全体会もなしということを確認いたしました。

〔以上の経過により、議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費、第11款公債費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 村山繁生委員長

まあ1時間たつか。あとはそんなに時間かからへんで、理事者入れかえやで……。

（発言する者あり）

○ 村山繁生委員長

じゃ、休憩しますか。2時10分再開。

14：01 休憩

14：10 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第23目 諸費

第8款 土木費

第7項 下水道費

○ 村山繁生委員長

続きまして、議案第116号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総管理費、第23目諸費、第8款土木費、第7項下水道費についての審査を行います。

これも追加上程分ですので、説明を求めます。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

それでは、私のほうから、平成30年度の当初予算の補正の歳出、財政経営部の所管分をご説明申し上げます。

タブレットの資料でご説明申し上げます。最初の01本会議、続きまして08平成30年2月定例月議会、26、2月26日追加配付、平成30年度当初予算の補正予算（第1号）案の概要でございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

どうぞ。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

よろしいでしょうか。

こちらのほうで、ちょっと1ページをはねていただきまして、2ページをごらんいただきたいなと思うんですけれども、まず、総務費の部分でございます。諸費の部分でございますけれども、こちら、真ん中ほどに歳出のほうを一まとめにさせていただいております。今回の補正につきましては、既に総務部のほうでご説明があったかと思いますが、議員の報酬を含めた特別職の報酬の関係、それから、ちょっとほかの部局の所管になりますが、国民健康保険の政令改正に伴う部分、それから、四日市あすなろう鉄道、それから、少し下に下がっていただきまして、教育費のほうに大規模改修事業費とございますが、そちらのほうは経済対策により、平成30年度予算から平成29年度予算への前倒しで引っこ抜かれてしまって、三角とマークがついておるところでございますが、この所管分でございますが、まず1点目が総務費でございますして、主な内訳の一番下の欄にございます都市基盤・公共施設等整備基金積立金1億5917万7000円ということでございますが、こちらにつきましては、今回の四日市あすなろう鉄道、下のほうの土木費の四日市あすなろう鉄道と、それから、下のほうの大規模改修事業費、これが平成29年度の予算に動いていったという関係がございまして、主にそれなんですけれども、そちらの部分で一般財源として置いてあった部分が余ってきたということでございますので、この収支差の部分を都市基盤・公共施設等整備基金積立金へ、1億5900万円を積み立てるという内容でございます。

ちょっと1ページめくっていただきまして、3ページのほうをごらんいただきたいんですが、そちらの上のほうに都市基盤・公共施設等整備基金ということでございまして、こちらに最近の推移のほうとか残高をちょっとつけてございますけれども、この1億5900万円の積み立てということによりまして、57億5023万7000円と相なるわけでございます。こちらの57億円につきましては、今後、先ほども少し触れましたけれども、国体の整備とか、いろんな事業、プロジェクトがございまして、そちらの財源として活用してまいりたい、そういうふうにご覧いただいております。

それで、またちょっと済みません、1ページ戻っていただきまして、2ページのほうをごらんいただきたいんですが、歳出の真ん中の表の第8款土木費の下二つでございます。下水道雨水処理費等負担金、それから下水道汚水処理費等基準内補助金でございます。こちらでございますけれども、こちらの負担金につきましては、企業会計のほうの特別職の改定に伴う部分ということでございます。こちらの部分の繰り出しの分を下水道会計のほうで2万6000円増額してございますので、その分を雨水分1万4000円、汚水分1万2000円とい

う形で繰り出そうというものでございます。

雨水と汚水で1万4000円、1万2000円というふうになっています。この割は何ですかと、こういうお話になるかと思うんですが、これは、雨水と汚水のほうでいわゆる維持管理費等の事業費の割合で案分がかかっておりまして、雨水のほうは55%、汚水のほうは45%と、こういった事業のボリュームの割がございまして、その割で整理して、それぞれ出していくという中身になっているところでございます。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑のある方、どうぞ。

○ 早川新平委員

今の説明、雨水が55%、汚水が45%でよろしいですね。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

はい。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 村山繁生委員長

ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他に質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

それでは、議案第116号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第23目諸費、第8款土木費、第7項下水道費について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第23目諸費、第8款土木費、第7項下水道費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

全体会はよろしいですね。

(なし)

○ 村山繁生委員長

続きまして、総務常任委員会に切りかえまして行います。

議案第86号 四日市市特別会計条例の一部改正について

○ 村山繁生委員長

議案第86号四日市市特別会計条例の一部改正についての審査でございます。

これは追加資料の請求がありましたので、資料の説明を求めます。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

それでは、議案聴取会のほうでご請求いただきました追加資料についてご説明申し上げます。

タブレットのデータでございますけれども、02総務常任委員会、13平成30年2月定例会議、11財政経営部（追加資料）でご説明申し上げます。よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

どうぞ。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

それでは、少しページをはねていただきまして、13ページのほうまで飛んでいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

この資料でございます。どのような場合に弾力条項を適用することとなるのか、また、後期高齢者医療特別会計について改めて設定する理由について、私のほうで口頭で前回説明申し上げましたが、資料にてもう少し取りまとめた形でご説明をといたことございました。資料のほうで取りまとめさせていただきましたので、ちょっとご説明申し上げます。

まず、今回の弾力条項は、国民健康保険特別会計、それから後期高齢者医療特別会計の、この2本について、従来の競輪事業特別会計と食肉センター・食肉市場特別会計に加えてこの二つを追加しようというものでございました。

この弾力条項、これは歳入と歳出が明確に結びついているよと、それから、歳出について他動的といいますか、こちらで直接決まらず、入りと出がストレートにリンクする場合についての適用というものでございますが、どんな場合かなということなんですが、ちょっと絵に書かせていただいたんですけれども、起こり得る場合ということなんですが、インフルエンザや高額な手術が2月の診療でぼんちと行われた場合に恐らくこれが出てくるだ

ろうということでございます。

実際、費用の支払いとかお金の流れはどんな感じになるのかなというのが、下の絵でちょっと矢印とひっくるめて書いてございますが、2月診療分という形でご説明申し上げますと、まず、医療機関が2月に診療するわけでございます。国保の部分は国保を請求していくわけでございますけれども、まず、医療機関から、2月の診療が終わり次第、国保連合会のほうへ、これだけ窓口でもらっていない部分を請求いたしますよと、こうなります。

次に、国保連合会が取りまとめまして、従来、市でございましたが、今度は広域化に伴って県に動くわけです。情報提供という形で取りまとめたデータを渡します。これが、ちょっと下にも、①で書いてございますが、3月の中旬にこのデータの提供が県のほうに行われます。

県は、その次にその内容の点検を行います。その点検を行った結果、県から市に、今度から県が全額お金を市に払って、市がそのお金を保険給付費として国保連合会へ払うという、こんな青印で書いたスキームになっているわけなんですけれども、それが県から市にレセプトのチェックが終わってから来るのが3月の中旬以降になってしまいます。この場合に、早急に来れば、まだ補正予算なり、本当に最終日上程になるのはもう避けて通れないところ、下手すれば3月31日になるかもしれないんですけれども、ただ、もしこれで県の予算不足、本当にインフルエンザとかで予算不足が判明してしまうとわかった時点で県は補正または専決処分という、そうしたワンストップの流れが一つ出てしまいます。そうなってしまって手続に時間が押されてしまうと、我々が取りまとめて、ちょっと議会を招集もいただいてお諮りする時間がとれない場合があるのではないかとということございまして、この場合に弾力条項を適用させていただけないだろうか、こういった流れでございます。

めったに弾力条項を使うことは、恐らくはないと思うんですが、やはり万一、手続に時間を要してしまった場合にどうしてもあり得るだろうということをお願いしたいというものでございますが、この弾力条項につきましては、手続のほうは既にもう規則で、オレンジの真ん中ほどの囲みであるんですけど、もし必要が生じた場合は弾力条項の適用申請を財政経営部のほうに上げていく。うちはそちらのほうを審査して、市長決裁を受けて支払っていくということで、会計管理者にも当然通知するんですけれども、そうした手続を踏まえてから保険給付費を国保連合会へ支払うといったこととなります。

そうしますと、これは下のほうのオレンジの囲みでございますけど、地方自治法に第

218条の規定があるんですが、この場合においては、長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならないと、こうなっていますので、通例であれば5月の開会議会にこの旨の報告を行うということでございます。実際には極力、通年議会でございますので、かけたいと思うんですが、どうしても本当に年度末ぎりになった場合ということで、この弾力条項をお願いしたいなということでございます。

それから、続きまして、ちょっと1ページはねていただきまして、後期高齢者医療特別会計でございます。こちらも、考えられるのはやっぱり2月分のキャッチというのが、これが一番難しいわけなんですけど、新たに75歳になった方、例えば、それから引っ越し等によって市内に転居した方、こういったのがなかなか予測の難しいところなんですけれども、そういった新たに調定をかける方が、当初の見込み、これは後期高齢者なので、広域連合のほうが見込みを立てて、うちにこれぐらいになるよと、こう来るんですが、これが見込みを超えてきたという場合でございます。

近年の事例ということで書いてあるんですが、近年、国民年金法が改正になりまして、納付期間が10年に短縮されました。それで払う方、新たに受け取られる方という所得がふえてございます。それから、ちょっと近年多いんですが、土地の売却で所得がぼんと上がってきた方がみえて、その方が75歳になって、2月分の異動にぼんと入ってきた場合と、こういった場合があります。それから、数は少ないんですが、高所得者が本市に転入と、こういったこともあります。

こういうふうなことになるますと、我々が保険料の決定というのがわかるのは、赤の矢印なんですけど、3月の上旬になります。2月の末まで処理してきますので。そうすると、この納付をされるのが、3月末日までひっくるめた納付を、決定するのはあくまで広域連合なんですけど、その納付を受けて、市がその全額を広域連合にお支払いするというふうなことが起きてまいります。

そうしますと、3月の末日まで追わえていかんなんらんとということで、私どもとしましては、全ての調定の決定を知るのが3月になってしまう。そして、最後の最後まで納付を追わえていくということになってしまいますと、本当に最後にちょっとすってしまいましたと、こういうふうなことになった場合に、なかなか審議する時間がないということも考えられますので、その場合はぜひこの弾力条項を、被保険者から納付した金額をそのまま広域連合に支払うというところでございますので、この場合について弾力条項をお願いしたいというものでございます。

近年の事例で、先ほど所得の増加というのがちょっとお話ししましたけれども、昨年度の補正では、平成28年度で1億780万円を2月の補正で上げていくと。今回も平成29年度、1億9300万円の保険料の納付を当初で上がったという形で上げてございます。そうした事例もございますので、今回、この部分についても弾力条項を適用したいなど。ちょっと近年、納付が上がっているということもございますので、お願いしたいということでございます。

以降の手續につきましては先ほど申し上げましたとおりでございますが、こちらの会計の二つの特徴は、例えば後期高齢者医療特別会計ですと、保険料の決定は広域連合が行って、それに基づいて私どもが予算を算定していくということになります。それから、最初に述べました国保の場合もそうですが、今回も県がいろんなデータに基づいて算定する。当市はそれに基づいてまいりますので、なかなか本当に、三重県全体とかという形がいいのかもしれませんが、四日市という一つの地域に限ってみると、ぴたっといけるのかどうかというところになかなか難しいところがあるのではないかとすることも想定されますので、この会計、こういった事例もあるので、今回、弾力条項を制定し、このような事象が生じた場合には、例外的な措置であるとは考えてございますけれども、弾力条項の適用が行われるのではないかとこのように考えておるところでございます。

説明は以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑はございますか。

○ 笹岡秀太郎委員

説明の中でもあったけど、通年議会がある中で、あえて弾力条項をつくっておくというのは説得力が余りないんやけれど、それともう一つは、地方自治法の読み取り方やけど、次の会議ということは、四日市の場合、通年議会やから、翌年度になるんやけど、読み取り方としては、でも、四日市に置きかえるならば次の定例月議会と、こういうふうに読み取るんだらうと思うんやけど、その辺の説明はちょっと丁寧にしておいたほうがいいのかなというようなことを思うんやけど、その辺を含めてどうでしょうか。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

こちら、やはり通年議会ということでございますので、原則としては、本当に理論的にいうと、31日にわかってしまったというようなことしか現実的には……。笹岡委員がおっしゃられたように、もっと早くわかれば最終日でも上げられるはずなんだと、それも我々も重々わかっておりますので、そういったぎりぎりのところまではやっていきたいんですが、ただ、もし31日にこのような事象が発生しましたという場合のみの原則としては適用になるということで、私ども、これはちょっと安易に使うものではないと、そのように考えておるところでございます。

それから、先ほど、済みません、議会に報告しなければならないのは、あくまで次の会議でございますので、先ほど、私、5月と申し上げましたが、適用したときの次、直近になりますので、例えば4月にすぐ行われれば、当然そこになるということでございます。ちょっと言葉足らずでございましたが、よろしく願いいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

はい。了解いたしました。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

それでは、議案第86号四日市市特別会計条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第86号 四日市市特別会計条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、理事者の入れかえでございますね。お願いします。

それでは、続きまして、また予算常任委員会総務分科会に切りかえます。

財政経営部・会計管理室の審査でございます。

きょう、松村管理者は体調不良のため、ちょっとお休みということ聞いております。

議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳入全般

第3条 地方債

第4条 一時借入金

○ 村山繁生委員長

議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金について審査を行います。

追加資料の請求がありましたので、まず資料の説明を求めます。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

管財課の芝田です。よろしくお願いいたします。

さきの議案聴取会におきまして、歳入に関しまして請求がありました資料につきまして説明のほうをさせていただきます。

タブレットでは02総務常任委員会、13平成30年2月定例会議、11財政経営部（追加資料）というのでお願いをいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

お願いします。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

資料の9ページのほうになります。

一般競争入札で設置事業者を選定した自動販売機、これの売り上げと貸付料ということで、直近の1年分、平成29年2月から平成30年1月までの売り上げと貸付料ということで一覧表のほうを整理させていただいておるところでございます。

こちらのほうに記載をさせていただいておりますように、自動販売機ナンバー1から35ということで、それぞれ、消防本部、市民生活課など所管課のほうに記載させていただいております。右のほうに移っていきますと、自動販売機の設置日、設置してある施設及び場所ですね。こちらのほうを順に記載させていただいております。自動販売機の品目、こちらのほうは缶、ペット類ということで品目のほうに記載させていただいております。それから、設置台数、設置事業者を記載という形で、ずっと一覧に記載をしておるところでございます。

あと、右側のところに貸付料と売上本数、金額ということで、例えば、一番上のナンバー1の消防本部の中消防署に設置しています自動販売機、これを例に説明いたしますと、貸付料というのは、上段が5年分の貸付料でございます、11万4480円と、その下、下段のほうが1年分の貸付料で2万2896円と。このナンバー1の自動販売機につきましては平成30年1月設置ということで、売上金額と、その右の月平均の売上金額でございますけれども、月平均の売上金額2万4430円と同額という形になっております。一番右のほうには売上金額に占める貸付料の割合、これは7.8%でございますけれども、ずっと以下、設置してある自動販売機ごとに売上金額に占める貸付料の割合を記載させていただいております。

のでございます。

なお、資料の中で黄色で網かけした部分がございます。ナンバー6、8、9、35でございますが、こちらのほうは、設置施設が南消防署南部分署、それから三浜文化会館、橋北交流会館ということで、新たに自動販売機を設置する施設ということで、この物件につきましては、貸付料のところにも記載をさせていただいておりますけれども、貸付料率による入札、これにより入札を実施したところでございます。

管財課からの説明は以上でございます。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

失礼します。川森でございます。

続きまして、資料のほう、10ページになります。

法人市民税のアンケートについての資料を要望されましたので、そちらのほうに記載をさせていただいてあります。

まず、法人市民税の当初予算、どのように見込んでいるかということで申し上げますと、本市の場合は、民間シンクタンクの経済予測、それから経済指標を参考とした上で、予算額算出に影響を及ぼす税額の増減幅の大きい法人を把握することを目的にアンケートを実施しております。また、決算短信やそういったものも参考に算出をしております。

その次、その下、(1)のアンケートを実施している理由でございますけれども、下の表にもございますが、大企業の収益が及ぼす本市の法人市民税への影響というのが非常に大きいものがございまして、下の表のように6割から8割を占めてございます。こうしたことから、毎年、アンケートのほうは実施をさせていただいているところでございます。

(2)アンケートの方法でございますけれども、毎年10月中旬ごろ、このアンケートを実施させていただいております。アンケートにつきましては、下記の(3)の表をもとに抽出した法人に対しまして、郵送でアンケートをお送りしております。アンケートにつきましては、その右側に別紙という形で、少し縮小した形でございますが、つけてございますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

もう一度、左側の(3)に戻っていただきまして、平成30年度予算の対象法人の抽出方法ということでございますけれども、平成30年度の税収を見込むために、①から⑥の基準で抽出をしました101法人、回答は55法人から得ているところでございますが、こういう形で回答を得ているところでございます。

次のページ、11ページをお願いいたします。

(4) でございますけれども、平成29年度と平成30年度の予算額を比較させていただきますと、このアンケート結果から算出した税額の伸び率は70%増ということでございました。また、決算短信等を参考にした算出の場合は18%増、民間シンクタンク等の経済予測等を参考にして算出した場合は6%増ということでございました。これらを総合的に勘案した結果、平成30年度の当初予算額は、平成29年度に比しまして24%増で46億6780万円ということで見積もりをさせていただいたところでございます。

説明は以上です。

○ 村山繁生委員長

説明は以上ですかね。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑のある方、まず、こっちのほうを先にしようかな。法人市民税のほう、これは笹岡委員でしたっけ、請求。

質疑のある方、ございますか。よろしいですか。

○ 早川新平委員

(3) のアンケート回収率54%、101社で55社やで、基本的には約半分なんやけど、残りのところ、そこにはどういうふうに提出をお願いしておるの。それとも、もう来んかったら来んまま。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

できる限り、私どもとしましてはアンケートを回収させていただきたいところでございますけれども、基本的に、回答のなかったところにつきましては再度、もう一度文書を出させていただいて、アンケートに回答していただくことを促しているところでございます。それでもアンケートを提出していただけないという場合は、何らかの事情があるということで、その他の方法でその分を補うというふうなことでやっております。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

平成29年度に実施したので、平成28年度とか27年度というのはやっていないの。平成29年度から。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

このアンケートにつきましては、先ほども申しあげましたように、非常にアンケートのウエートが高いというふうに考えておりますので、毎年実施しております。

○ 早川新平委員

であれば、傾向ってあるよね、会社によって。多分、企業さんによって。例えば例年出てこんねとか、傾向があるので、それを見て、やっぱりアンケートを回収してもらうような努力をせんと、半数では願意というか、民意が図れないのかなというところだけお伺いをいたしました。努力をされているのかな。傾向があるのかな、企業の。

○ 村田市民税課課付主幹・諸税係長

市民税課の村田でございます。

法人市民税のアンケートの回答については、確かに傾向はございますけれども、毎年送り続けております向こうの担当者の方がかわって、急に返事が来たりということもありますし、地道に送り続けて……。ご協力という形でお願いしておりますので、無理にというふうには難しいところがございますので、同じ条件のもと、送らせていただいております。

○ 村山繁生委員長

ということでございます。

他にいかがですか、この項目で。

よろしいですね。

じゃ、次は自動販売機の件に入ります。

○ 森 康哲委員

ご指名に預かりまして。

まず、表の見方をちょっともう一度教えてほしいんですけど、右から2番目の月平均売

上金額、これは何なんですか。売上金額、これ、平均した額。1年間の売上金額を12で割った数字なんですか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

管財課長の芝田でございます。

自販機の設置日が年度途中のものがあるので、非常に見にくいかと思うんですが、基本的には、月平均売上金額といいますのは、左側の売上金額を12で割った数字でございますが、例えば、一番上のナンバー1ですと、売上本数・金額2万4430円、右側の月平均売上金額2万4430円、同じ数字でございます。こちらにつきましては、設置の年月日が、一番左のほうですが、ことしに入ってから設置ということで、これが同額と。例えば2番目の中消防署の玄関ホールの自動販売機ですが、こちらのほうは昨年10月に設置ということで、売上金額が24万円ということで、10月、11月、12月、1月と4カ月間設置ですので、24万1530円を4で割った数字が右側の月平均売上金額という、6万383円が4カ月で割った数字ということでございます。基本的には12で割る数字でございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、売上金額に占める貸付料の割合というの、このパーセンテージは何で出しているんですかね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

計算式が非常にわかりにくくて申しわけありません。一番右側の売上金額に占める貸付料の割合といいますのは、真ん中にあります貸付料を、右側の数字ですが、売上金額で割ったもの、こちらの数字が右側の数字になります。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

冒頭、課長申し上げましたとおり、設置期間が1年に満たない自販機が多々ございますので、売上金額に対する貸付料の割合を出そうと思いますと、月額に直して計算しなければならぬ物件が多数ございました。ですので、今、月平均の売上金額については課長申し上げたとおりでございますが、貸付料については、上段、下段と分かれていて、ちょっ

と細かい数字で申しわけないんですが、下段の数字、これは1年分でございますので、さらにこれを12で割った月額に直した金額が、先ほどの月平均売上金額に対してどの程度占めるのかというところで算出してございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

そうすると、一番上は1カ月しか設置期間がないので、これ、12で割ったやつのパーセンテージということなんですね。わかりました。

であるなら、黄色の部分は貸付料による入札ということなんですから、南部分署の場合、5%というのは、入札で5%、それ以上のところはなかったということなんですかね。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

南部分署につきましては、消防本部のほうで入札は執行しておりますが、私の記憶でちょっと曖昧で申しわけないんですが、3回ほど入札は実施しています。いずれも応札がなく、そういう中で、どうしても消防職員のことを考えると自販機は置きたいという消防本部のほうの思いもございまして、要は最低貸付料率、通常、貸付料率での入札の場合は、それ以外の施設は10%を最低として入札をしておりましてけれども、これを5%、半分に、さらに条件を緩めて事業者さんを公募させていただきまして、ようやく1社だけ、じゃ、5%なら対応するよというところに入れていただきまして、1社だけの入札でございましたけれども、そちらのほうで置いていただいておりますという状況でございます。

○ 森 康哲委員

設置場所によっては、そういう採算性が見込めないところの場所もあるということであれば、やはり入札にするのではなくて、こちらからお願いする立場になると思うので、その辺は配慮をするべきだと思うし、貸付料を取るのではなくて、逆に払わなあかんのと違うの、こんなんは。福利厚生のために置いてもらうわけでしょう。消防職員が勤務中に外へ買いに行くことはできないと。そういう意味で自販機の設置をするのであれば、一般競争入札にはそぐわない案件のいい例だと思うんですけども、その辺の考え方はどうでし

よう。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

森委員さんおっしゃっていただいたとおり、今回、これ、5%で、ようやく最後、応札があって、契約が成立をいたしましたけれども、仮に5%でも応札がない場合は、そういう逆に置いていただく、設置の委託契約ということも消防本部さんには検討する必要があるよという話はさせていただいていました。ただ、最後の最後、5%で何とか応札をしていただけましたので、そういう委託で設置をお願いする、こちらからお金を払ってお願いするということまでは至りませんでしたけれども、森委員がおっしゃるように、福利厚生なり、何かこちら側の事情で自販機を置かなきゃならない。でも、事業者さんからは採算が合わないから応札できないよという場合は、設置の委託契約をする、お金を払って置いていただくということも将来的にはあり得るかもわかりません。

以上です。

○ 森 康哲委員

もっと言えば、以前は福利厚生のために販売金額を抑えて販売していた自販機があるんですね。特に消防職員の場合は、勤務中は外へ買いに行くことができない。前にコンビニがあっても買いに行くことすらできないんですよ。そういう環境の中でやはり勤務して、24時間勤務があるわけですよ。福利厚生という面が大部分を占めるのであれば、当然そういうロケーションに合った入札方法を取り入れるべきだと思うんですけども、そういうお考えはないんですか。福利厚生も含めた、取り入れた考え方というのはできないんですか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

今おっしゃっていただいた福利厚生という側面はないことはないと思います。あります。ただ、おっしゃっていただいた販売価格を通常の小売価格より安く販売するというのも過去にあったというのは私も承知しております。ただ、こういう入札による選定を導入した経緯の中で、やはり市の公有財産を使って設置する自販機の販売価格が一般の市場で売ら

れている価格よりも安くなるというのは、職員が買うということも当然想定されますので、そのあたり、やはり市民の皆さんに対する説明がなかなかしにくいという側面もあろうかというところで、販売価格については通常の自販機で売っている価格と同じにしてくださいという条件で、今現状、入札はさせていただいております。

以上です。

○ 森 康哲委員

南部分署の場合はどこに設置したんですか、自販機を。市民が買えるような場所に、屋外に設置したんですか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

一応、屋外でございます。

○ 森 康哲委員

敷地内の屋外ということによろしいですか。市民も買えるんですね。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

買おうと思えば買えるという環境にはございます。

○ 森 康哲委員

そうであるなら、市民が買えない部分、例えば食堂とか、屋内の場所で市民が直接買うことはできないけど職員用にとるところの場所であれば、そういう考え方も持てるという、逆の発想でいいんでしょうか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

今後の検討の課題とさせていただければと思います。

○ 森 康哲委員

できれば、そういう消防の業務の特殊性というのを加味していただいて、今後の入札に際してはそういう配慮も必要だと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、三浜文化会館のパーセンテージなんですけれども、これ、いずれも30%を超えていますよね。これ、何社ぐらいの入札でこういうふうなパーセンテージになったんでしょうか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

こちらも文化振興課のほうで入札は執行していただきましたが、入札参加事業者さんはこの2社さんでした。アサヒ飲料販売さんとFVイーストジャパンさんで、いわゆる一抜け方式をとっておりまして、まず、上の34.6%になっているほうの物件を開札して、アサヒ飲料販売さんの34.6%のほうが高かったものですから、そちらに落札になったと。2番目にFVイーストジャパンさんが落札しているのが32.4%ということで、いずれも、アサヒ飲料さんもFVイーストさんも、それぞれの物件に34.6%、あるいは32.4%という同じ率で応札はいただいていたということでございます。一抜け方式の関係で、最初にあげた34.6%のほうを落札されたアサヒ飲料さんは、次にあげた入札をなかったものとみなして、次の32.4%を入れていただいたFVイーストジャパンさんが落札者となったという状況でございます。

○ 森 康哲委員

以前、業者さんにアンケートをとっていただいたことがあると思うんですけれども、そのアンケートの調査項目の中に、どれぐらいの貸付料が妥当かという項目があったと思うんです。私の記憶では15%から20%と答えた業者さんが多かったと記憶しておりますが、それを大きく超えるこの数字なんですけれども、過当競争の様相が見えると思うんですが、この辺は感じられていませんか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

今、委員ご紹介いただきましたアンケートなんですけれども、民間の施設に置かれてい

る一般的な賃料に対してのお尋ねという形で、売上金額に対してどれぐらいの賃料が掛け率として一般的な賃料ですかという問いかけをさせていただきました。アンケートをさせていただいた対象が9社で、回答があったのが7社さんで、回答の分布としましては、今、委員がおっしゃっていただいた15%から20%未満が2社、20%から25%未満が3社、25%から30%未満が1社、こういう内容でございます。ですので、この34%とか32%というのは、一般的な賃料というふうに事業者さんがお考えになっておる数字よりはやはり高いということはあると思います。

以上です。

○ 森 康哲委員

何度も申し上げているのでくどくは言いませんけれども、民間業者の過当競争にはならないように、やはり適正な価格というのはあると思うんです。どの業界でも適正価格というのがあって、それを逸脱するような競争に行政が持っていくべきではないと感じておりますので、よりよい入札制度を構築していただくように、また鋭意検討していただきたいと思っております。強く要望したいと思っております。よろしくお願いします。

○ 村山繁生委員長

要望でございます。

他によろしいでしょうか。

○ 太田紀子委員

ちょっと違う件で、これは35件の自販機が全部並んでいるので伺いたいんですけど、これっていうのは災害時の協定って結ばれているんでしょうか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

どの物件がどうであったかという細かなデータは、ごめんなさい、持ち合わせておりませんのであれなんですけど、この中には災害時対応型と言われる自動販売機、すなわち、一定の災害が起これば、遠隔操作なり直接の操作によって中の飲料が無料で提供されるという機能を備えたものもこの中にはございます。特に、避難所になるような施設に置いてあ

る自販機については、そういった機能を付加したものを置くような形で入札のほうは設定されております。

以上です。

○ 太田紀子委員

入札もあれなんですけど、これを見ていると、ほとんどがペットボトルと缶になっていて、災害時、供給していただくのはありがたいことですし、助かりますけど、かなりの量、ごみの量とか、そういうのになると思うんですよね。最近、こう見ていると、紙コップ、これ、1件しかないんですよね。地下に設置されているというのが紙コップのところ。

そこで、大府市にある会社が、災害時に自家発電でお水があればお湯を供給できるという、そういう自動販売機があって、もちろん災害時にもいろんなところと協定を結んでいるという、そういう事例なんかも紹介されているんです。お湯があれば、赤ちゃんにミルクをあげることもできる。哺乳瓶がなくても、紙コップで簡易に、折り方によっては哺乳瓶がわりにも使えたり、そのお湯をそれ以外のアルファ化米であったりとかカップヌードルであったりとか、そういうのにも使用できるということで協定を結んでいる市町もありますし、病院なんかもあるもので、共同入札とか、そういうこと以前に、別の観点でそういうのの設置もぜひとも考えていただきたいなというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

今、太田委員のご意見、ご指摘につきまして、今現状、これ、35件ご紹介させていただいていますのは、半分ぐらいがスポーツ施設というところもあって、やはり利用者の皆さんとしては、自販機で買ったものをその場で飲むというのはもちろんありまじょうが、ベンチなり控室なりに持って行ってというところもありますので、やっぱりカップ式というのは、こぼすというリスクがどうしてもありますので、なかなか施設の特性によってはカップ式がそぐわないということも考えられ得ると思います。

災害時の赤ちゃんへのミルク云々というところのお湯の供給というところですけども、自販機にその機能を求めるというのも一つの方法でしょうし、あるいは、その施設に災害時の自家発電を電源としたIHヒーターなどを設置して、水はどこでも、受水槽なり高架

水槽なり、あるいは非常用の水というのも設置されていると思いますので、電源さえあればお湯が沸かせてという機能は、また別の方法で準備するという一つの手法もあろうかと思いますが、自販機においてそういう機能を持たせるというところについては、また今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○ 太田紀子委員

I Hヒーターもそうですし、いろんな部分で人が集まるところという部分で、いかなるときに災害が起こるかわかりませんので、検討していただくように要望しておきます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

それでは、これは追加資料以外で何かありますか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、他に質疑もございませんので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

全体会に送ることはよろしいですね。

(なし)

○ 村山繁生委員長

全体会もなしというふうに確認いたしました。

議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第4条 地方債の補正

○ 村山繁生委員長

それでは、続きまして、議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、歳入歳出予算の補正、歳入全般、第4条地方債の補正についての審査を行います。

これも追加上程分ですので、資料の説明を求めます。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

それでは、平成29年度一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般及び地方債の補正についてご説明申し上げます。

タブレットでございます。06予算常任委員会、10平成30年2月定例会、その次、補

正予算資料（部局別）、15歳入でございます。

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

お願いします。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

それでは、資料のほうですが、3ページをごらんください。

こちらに平成29年度一般会計補正予算の歳入の全項目のほうを取りまとめてございます。こちら、歳入全般の額につきましては、マイナスの6億1422万6000円の減額補正ということでございますが、補正の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、1市税でございます。こちら663億1290万円が補正前の額でございましたが、今回、補正額としまして、法人市民税のほうで6億3000万、市たばこ税のほうでマイナスの7000万円を上げてございます。こちら、詳細な説明は後ほど資料のほうでご説明申し上げます。

続きまして、6の地方消費税交付金、こちら52億円でございましたが、補正額として3億7000万ということでございます。こちらも後ほど資料のほうでご説明申し上げたいと思います。

以下、残りの部分につきましては、歳出のほうの他の委員会で所管している分ですね。歳出に関連する部分がほとんどでございます。たとえば言うならば、国民健康保険の基盤安定負担金といいますと、そちらの歳出の繰り出しのほうに関係する、このような形になっておりますので、こちらの歳入全般のほうでは、この中からちょっとほかに属さないような案件についてご説明させていただきます。

款14国庫支出金の一番下にある黄色いマーカーで振ってある消防施設等整備費補助金1013万3000円でございますが、こちらにつきましては、北消防署のポンプ車なんでございますけど、当初予算で見えてはいなかったんですが、こちら、東日本大震災とか、そうした大震災がいろいろ、阪神・淡路大震災もそうですが、そうしたことで、災害に出ていくときに緊急応援車両として国の登録を受けると、これで補助金がもらえるという、そういったメニューでございました。いわゆる広域的な活動に寄与するよというようなことでござ

いまして、もしそのような場合があれば、いつも飛び出していつているわけでございますが、それに登録いただけたということでございますので、北消防署のポンプ車、3500万円ほどの購入になっておりますが、そちらの補助金1013万3000円を新たにいただいたという中身になってございます。

それから、県支出金につきましては、全てこれは歳出に関連する部分でございますので、ちょっと割愛させていただきまして、次のページをお開きください。

続きまして、黄色くマーカーが振ってございますけれども、款18繰入金のところの3段目でございます。財政調整基金の繰入金1306万4000円でございますが、こちらにつきましては、今回の補正を行うに当たって、後ほど申し上げます市債の減額等も行っております。それから、経済対策ということで前へ繰り上がってきた、そうした部分もございまして、泊山小学校とかあすなろう鉄道とかが前へ繰り上がってきたわけですが、そういった部分の収支の均衡を図る上で財政調整基金を1300万円ほど繰り入れたというような中身でございます。

それから、次、下のほうの市債の欄でございます。黄色く全体を振ってございます。こちら後ほど資料でご説明申し上げますが、こちらの市債の減額に至ったのは、さきに申し上げました市税、それから地方消費税交付金が増額になったということ、それから、今回は2月定例月議会の補正予算ということでございますので、今まで事業をしてきた中で、例えば実績が満たなかったりとか、入札差金などが出てきて不用額が生じたよと、こういったように減額が中心となっているといったこともございまして、そして財源が生まれてきたということでございますので、今回、市債のほうで、とりわけ、後でご説明申し上げますが、交付税措置のない、将来、何か、受益のない部分を中心に減額補正を図って、後年度負担の抑制を図るというような中身でございます。

あわせまして、ちょっと地方債のほうへ進んでまいりますけれども、明細の地方債の中でも、義務教育施設整備事業資金というのが下にございますが、これが経済対策での泊山小学校の大規模改修、これが当初は平成30年度の予算で計上してございましたが、国のほうが経済対策ということがございまして、防災とかそちらのほうのメニューに係る老朽化対策とか、その分を平成29年度の1号補正予算で大きく計上したということで、本市の上げていたものが平成29年度採択になったということでございますので、こちらの部分を前に上げてきたということです。

残りの市債のほうは、また後ほど資料でご説明申し上げます。

私からは以上です。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

続きまして、同じ資料の5ページのほうをごらんいただきたいというふうに思います。

私のほうからは、先ほど冒頭に触れられました市税の補正予算について、そして、その下の地方消費税交付金の補正についてご説明をさせていただきます。

まず、市税でございますけれども、市税のうちの税目で法人市民税の法人税割、これを補正させていただくということで、6億3000万円の補正をさせていただきます。これにつきましては、補正の理由といたしまして、石油化学工業などの製造業の業績が非常に好調であるということで、中間申告額が見込みよりも増加をしたということで補正をさせていただくものでございます。

そして、もう一つ、市のたばこ税でございます。こちらにつきましては、逆に減額の補正をさせていただきたいということで、7000万円の減額補正を上げさせていただいてございます。これは、たばこを吸われる方が年々減少してきているということで、そしてまた、現在、加熱式たばこというのが大分普及を始めているところでございますけれども、これまで紙巻きたばこを吸っていた方も加熱式たばこに変更するというのもございまして、加熱式たばこが、1箱当たりの税額が小さいということもございまして、たばこの消費本数に換算したときにこれが減少していくということで、当初の見込みを下回っていくということで、7000万円の補正をさせていただいたところでございます。

続いて、地方消費税の交付金でございますが、こちらのほうにつきましては、原油高の影響で地方消費税の税収が増加をしたことによりまして、3億7000万円の増額補正をさせていただくというものでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

続きまして、先ほど、後ほど資料のほうと申し上げました地方債のほうをご説明申し上げます。

資料のほう、1枚はねていただきまして、6ページをお開きください。

地方債補正ということで、少し小さな数字で申しわけないんですけれども、こちらに今回の補正のほうの内容を記載してございます。こちらで、先ほど私のほうで交付税算入の

ない起債のほうを、今回、税収等が出てきたのでということですが、一番表の右っちょのほうに交付税算入率というのが書いてございます。こちら、交付税算入というのは、過去において補助率が高額だった時代がございます。今、2分の1とかそんなのが土木では多いと思うんですけれども、昔は3分の2ぐらいあった時代が、平成の頭までぐらいだったのでしょうか。そういった時代に補助率を下げたときに借金した分を入れていくような、そういったシステムに少し移り変わってきた経緯がございます。

それから、例えば一番上にある総務債で防災施設設備ということで、また防災部分については認められるのは物すごく限定されますが、そういった部分には交付税の算入を手厚くして促進していこうと、こういったふうな流れがございます。

ということで、今回、税収とか財源が出てきましたので、こういった交付税算入の高いところは、将来、また交付税に返ってくる場合もあるだろうという想定のもとに書いておりますので、それ以外の部分の、交付税算入のない、いわゆる繰延べ払いみたいな、とりあえず今年度は抑えて、翌年度以降に払っていこうというものについて抑えていこうという考え方のもとに減額補正を図っているといったことです。ただ、経済対策で来たものにつきましては、これは基本的に交付税算入もございますので、満額借りにいっているというような内容でございます。

ちょっと1枚ページをはねていただきまして、ちょっと済みません、タブレットは横になって申しわけないんですけれども、地方債の年度末現在高の推移といったところで表をつけてございます。さきに中川委員のほうからもこれに触れられたご意見をいただきましたけれども、平成29年度の2月補正後というところで、中ほどに今年度末いかほどになるのかというのが記載してございますが、一般会計、一番上のほうで617億円余り、特別会計、企業会計合わせて1726億円となっているところでございます。

横には、また後ほど平成30年度補正のほうでもちょっと出てきますが、先にご説明申し上げますが、平成30年度はどうなるんだということでございますが、一般会計のほうでは596億円余りの残高になるということでございます。ただ、来年度は大規模な建設、国体とか多うございますので、発行が51億円余りです。一方、元金のほうは72億円余り返せますので、20億円ちょい残高が減りますが、この20億円というのは、ちょっとさっき私も触れましたけど、臨時財政対策債の償還が20億円余り、この分はやっぱりきっちり下げるべきだろうと、そういった流れのもとに残高は設定しておるということです。

平成30年度末は、今回の、後でご説明申します当初予算もひっくるめると、1695億

3800万円余りという残高になりますが、これはさきの行財政改革プランでも上げておりましたが、1700億円にもっていくと、こういったご説明をさしあげているところですが、その残高に平成30年度末には何とか追いつくのではないかと、こういった運営をしておるといふことをございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

以上でございますね。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

この議案第109号について、何かご質疑はございますか。

○ 中川雅晶委員

教育委員会のところ……。ごめんなさい。

○ 村山繁生委員長

何ページでしたかな。

○ 中川雅晶委員

補正をされた泊山小学校の改築ですかね、これ。平成30年度に予算計上したのを前倒しというところで、これって学校施設環境改善交付金という形で交付されているんですけど、ずっと三重県内の資料を見てみると、津市とか、それから松阪とか、名張、志摩、伊賀、明和町とあるんですけど、四日市市は1校だけが対象でというふうになっているんですけど、経済対策ってなっているんですよ。この辺は県内だけ見ても、この割り振りの割合とか、それから、学校施設環境改善交付金ってなっているんで、これ、何の改善でしたかね。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

こちらの大規模改修なんですけれども、学校という性格上、実際に工事ができるのが夏休みとかに限定される、そういったものなんですけど、大規模改修です。そうした中で、そういった、どんどん老朽化していく中で、そこに合わせていわゆるリニューアルというん

でしょうか、例えばトイレをきれいにしたりとか、床とか、そういったところをあわせた、例えば天井の雨漏りとか、屋上防水ですか、外壁改修、そういうものをまとめてやろうというものでございます。

こちらの事業なんですけれども、国のほうのメニューを見ておりまして、たしか補正予算で倍にしていたと思いますが、過去から一時期、国のシーリングがかかって、当初予算が、例えば学校の大規模改修、大きく圧縮された経緯がある一方で、学校の老朽化がどんどん進んでいるということ、それから、私、少し申し上げましたが、工事できる時期が夏休みというようなこともございまして、早期に交付決定してもらえないかというような要望がずっと出されていたということもございまして、近年の話なんですけど、経済対策でほんと年度末に出てきて、早期に着手したいようなところとか、そういった部分について平成29年度で来て、それで、通常できるようなところであれば平成30年度と、たしか、大体予算の規模は、平成29年度と30年度が5対5でなっているような国の予算だと思いましたが、そのような状況で、それぞれの意を酌んで今回の補正がなされたものだというふうに理解をしておるところでございます。

○ 中川雅晶委員

いろいろ見させてもらったら、そうですね、老朽化に対する大規模改修とか、トイレを改修しているところとか、危険改築とか不適格改築とか、いろいろほかのところを見ると、そういう形で改築されているんですけど、これって、そもそも計画しているところに前倒ししてというところなので、そもそもそういう計画をしてなければ、なかなかその交付金には当たらないというところで、別に四日市が少ないからというわけではないということですね。そういう必要なところに交付税措置されて前倒しでやっていくという、今回の国の補正予算に合わせてうちも補正をするというところで理解をしていけばいいわけですかね。

これ、何となく配分を見ると、四日市が少ないように思えてならないんですけど、それは別に問題ないということですかね。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

こちら、なかなか、私どもも平成29年度、30年度に上げて……。どこの市町もそうですが、平成30年度に上げた中から、恐らく半分ぐらいピックアップされているはずなんです

けれども、それがどういった形でしてくるかはなかなかわからなくて、実際に交付決定が来たのも本当に2月のつい最近だったという、そんな事例があるんですが。恐らく早期着手したいような大型案件とか、恐らくそういったものを中心にピックアップされているのではないかと思います。済みません、今回、どこがどうピックアップされたかまでちょっと分析を終わっていないんですが、また一度その辺も見ておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 中川雅晶委員

はい。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 森 康哲委員

4ページの寄附金と繰入金のところに記載されている内部・八王子線基金寄附金ってあるんですけども、これは、名称はあすなろう鉄道じゃなくて内部・八王子線ということでよろしいのでしょうか。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

こちら、会社名はあすなろう鉄道なんですが、寄附金の条例のほうが内部・八王子線基金となつてございますので、それに合わさせていただいているというところでございます。

○ 森 康哲委員

その上でお聞きしますが、寄附金のところは内部と八王子線の間に入っているんですけど、繰入金のところには内部、八王子線の間に入っていないのは、これはどういうことですか。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

そうですね。これは点がないですね、基金繰入金のほうは。済みません。

○ 村山繁生委員長

どっちが本当なんですか、これは。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

こちらに載っているのが本当でございます。こちら、ポツがあるのとないのと……。

○ 村山繁生委員長

こちらって、両方とも載っておる。どっちがこちら。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

ポツのあるほう、内部八王子線の基金……。

○ 廣田財政経営課課長補佐

財政経営課の廣田です。

基金繰入金のほうはポツがない名前のほうが本当に正しくて、基金条例の名称を最初につくったときにポツなしで内部八王子線基金という名称でつけましたので、繰入金の科目の名称もポツがない内部八王子線基金繰入金という名前になっております。ちょっとずれておりますので、我々も初めて気づきましたが、そういうことでございます。

○ 村山繁生委員長

結局は、ないほうが本当なんやね。

○ 廣田財政経営課課長補佐

概要の科目の書き方のおり、それぞれの科目の名称は正しく載せてございます。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

これで合うておるといふことやね。そういうこと。ややこしいな。

森委員、よろしいですか。

○ 森 康哲委員

もう一度説明してもらってもいい。それぞれ合っているといふことなんですけど、どういふふうでどういふふうなのかといふ、もう一回ちょっと教えていただきたいです。

○ 廣田財政経営課課長補佐

もともと内部八王子線基金といふ基金条例を設置したときの基金の名称をポツなしでつけたといふことですので、ポツがない名前でも内部八王子線基金繰入金といふ名称となっております。それと、寄附金のほうは、また別のタイミングで名称を設定したんですが、そのときはちょっとポツを入れたといふことで、ただいま科目名称がポツのあるなしでずれた状態になっておりますが、予算書の名称が正しい科目名称ですので、現在の表記の仕方でそれぞれが正しい名称になっております。

○ 村山繁生委員長

統一しておいたらどうやね、これ、ややこしい。

○ 廣田財政経営課課長補佐

ちょっと年度が改まる時期に統一するように我々のほうで作業をしたいと思っておりますので、済みません、今回の場合はずれた形になっております。

○ 村山繁生委員長

わかりました。

よろしいですか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

もう来年度は統一するということやで。

他にいかがでしょうか。

○ 早川新平委員

教えてください。たばこ税の補正理由で、さっき電子たばこ普通のたばこの税率が違っている、その税率だけ教えてください。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

市民税課の川森でございます。

まず、紙巻きたばこのほうは、たばこということで課税がされるんですが、加熱式たばこのほうは、現在はパイプたばこという形で課税がされます。したがって、パイプたばこというのは、1g当たり紙巻きたばこ1本分という形で現在は課税をされております。これが平成30年度は見直しがかかっているということで、改正となっているということで、新たに加熱式たばこという区分が設けられるということで、加熱式たばこについては増額になるということで、税率が高くなるということになっております。

○ 早川新平委員

理由はわかりましたけど、今現在は幾らかってわかる。具体的に。

○ 村山繁生委員長

税率。

○ 早川新平委員

紙巻きたばこ1本分のどうのこうのという……。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

税率といいますか、まず、メビウスという440円のたばこがございますね。これで申し上げますと、例えば現在のたばこ税納税額は245円という形になっております。これが、例えばアイコスという電子たばこ、加熱式たばこで申し上げますと、これは税額が、20本入り192円という形になっているということで、これが、アイコスのほうは今後税額が上

がると。当然、メビウスのほうも見直しがされておりますので、今後上がっていくということにはなっております。4年間で60円……。

(発言する者あり)

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

市税で……。

○ 早川新平委員

今440円って言うておったやん。

(発言する者あり)

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

申しわけございません。そのうち市税で申し上げますと、現行は105.24円という税額になっております。紙巻きたばこのほうは105.24円、メビウスの場合はそういうふうな形になっております。

○ 村山繁生委員長

440円のうち105.24円が市税ですね。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

はい。

○ 村山繁生委員長

それで、加熱式のやつは。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

アイコスのほうは82.61円でございます。

○ 早川新平委員

ありがとう。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 早川新平委員

はい。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他に質疑もございませんので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

それでは、議案第109号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第4条地方債の補正について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第4条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

なお、全体会に送る項目はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

全体会もなしというふうに確認をいたしました。

議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第2条 地方債の補正

○ 村山繁生委員長

それでは、続きまして、議案第116号……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

いや、もうここで終わるので、ついでにやらせてください。

議案第116号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第2条地方債の補正について審査を行います。

これも追加上程分ですので、資料の説明を求めます。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

では、私のほうから、平成30年度一般会計補正予算（第1号）、第1条の歳入全般のほう、それから第2条地方債の補正についてご説明申し上げます。

タブレットのデータのほうでございますけれども、01本会議、08平成30年2月定例会、26、2月26日追加配付、平成30年度当初予算の補正予算（第1号）案の概要でご説明申し上げます。よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

はい、どうぞ。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

では、2ページをお開きください。

先ほどの歳出のほうで実はもうちょっと触れてしまったことなんで、繰り返して申しわけないんですが、上のほうの歳入でございます。

こちら、国民健康保険の政令改正があったということで、賦課限度額とか、そういったところが変わってございますので、低所得者の分の上限を引き上げてございますので、それに対して繰り出すわけでございますが、それに対する国庫支出金のほうが国民健康保険保険基盤安定負担金、それから、県のほうが負担金があるよということでございます。

それから、あすなろう鉄道の話もちょっとさせていただきましたが、それにかかわる補助金、これが平成30年度の事業から29年度へ持っていったので、平成30年度分が不用になりましたということで、国庫支出金の鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金の三角1億2350万円余り、それから県のほうの三重県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金6100万円余です。こちらがいずれも減額ということでございます。

それから、繰入金として入れている部分でございますが、6900万円の減額と相なるわけでございます。

それから、次に泊山小学校の話も出てございますけれども、それにかかわる部分が平成29年度へ行ったということでございますので、平成30年度分のほうで4600万円余りの減額。

それから、市債のほうも計上しておりました9270万円のほう、減額するという中身でございます。市債のほうは9270万円のもののみでございますが、一番下に義務教育施設整備事業資金と、泊山小学校の大規模改修分でございます。この分を減額しようというもので

ございます。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑はございますか。よろしいですか。

○ 早川新平委員

このところではないんやけれど、ちょっとどこで聞いてええのかわからんのやけど、歳出になるのやろうかな。ふるさと応援寄附金で赤字ですやんか。あれはどこへ載っておるのかというのをちょっと聞きたい。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

いや、歳入やけど、赤字のところ載っている2億円何ぼ、それは決算のほうやけど、どこに上がっているのかなということをちょっと教えてほしいんやけど。

○ 内田財政経営部長

財政経営部の内田でございます。

まず、寄附金は、平成30年度当初予算で寄附金のほうにふるさと応援寄附金として見込みが歳入として計上されています。それから、ふるさと応援寄附金の返礼品に係る経費も、あと、もろもろ諸費もございますけれども、それは歳出のところ八百何万円と、それから、四日市に来ていただいて四日市の魅力に触れていただいてという新たなメニューをつくったのは、各部局の歳出にその返礼品の予算が組まれております。市トータルとしてはあると思うんですけど、それがまず入りと出の予算立てになっています。

実際に赤字かどうかというのは、市税収入の個人市民税の計上の中に、税額控除として市から他市へ税金が流れる分を控除するであろうと見込んで市税を計上していますので、どっちかという、その出ていく部分が予算書には出てきません。市税収入として幾らという計上になっていますから、予算書にはちょっとあらわれてこないということになりま

す。

以上です。

○ 村山繁生委員長

そういうことやね。

よろしいですか。

それでは、議案第116号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第2条地方債の補正について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するべきものと決しました。

全体会はいかがですか。

（なし）

○ 村山繁生委員長

なしということで確認をいたしました。

[以上の経過により、議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第2条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

以上で財政経営部の審査は全部終了いたしました。お疲れさまでした。

暫時休憩に入ります。45分再開でお願いいたします。

15：32休憩

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここからは議会事務局に移ります。

まず、議会事務局長よりご挨拶をお願いします。

○ 岡本議会事務局長

議会事務局でございます。よろしくお願いいたします。午前中から引き続きということでお疲れのところと存じますが、よろしくお願いいたします。

ただいまから平成30年度の当初予算の議会費に関して説明をさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第1款 議会費

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第1款議会費についての審査を行います。

資料の説明は議案聴取会にて終了しておりますので、質疑から入りたいと思います。

何かございますでしょうか。ゆっくり見てください。

○ 早川新平委員

4ページの当初予算に占める議会費の割合の推移のグラフがあるんですけども、かなり割合は減ってきているんですけど、これの理由って何かありますか。

○ 村山繁生委員長

4ページというのは、どの4ページ。

○ 早川新平委員

タブレットの歳出当初予算全体に占める議会費の割合。棒グラフと折れ線グラフで……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

タブレットやと、どれを見るの。

○ 太田紀子委員

当初予算資料（部局別）、議会事務局。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

13番、議会事務局……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

予算常任委員会の当初予算、部局別の議会事務局ね。7分の5ページ。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

歳出に対しての議会事務局の割合が減っているのはなぜかということですね。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

ここの表にも右端に議員数が書いてありますけれども、まずは定数が削減になったという点があります。それから、報酬額についても、今回は引き上げということになりましたけれども、これまでは下げられる方向で随時来ていましたので、この表にある期間中については随時据え置きという状態でしたけれども、議員数が減ったことと、報酬額が据え置かれていたこと、それから、義務的な経費、扶助費等が全体としてふえている中で割合が低くなってきたということだと感じております。

以上です。

○ 早川新平委員

よくわかりました。議会事務局は一緒に経費節約で頑張ってもらっておるということですね。

以上です。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

平成30年度の議会事務局としてこれはやっていこうというのは、この予算からどう読めばいいんですか。これはという、今まで、平成29年度までとは違う平成30年度に込めた思っているのはどのようなのですかね。お前が言うなって言われるかもしれません。

○ 岡本議会事務局長

全般的に全て力を入れていきたいというのはあるんですが、その中でも特に予算的に増額しておる部分としまして、いわゆる広報広聴の関係、これは今、広報広聴委員会でも、例えば議会だよりの充実であるとか、ちょっといろんな議論をしていただいております。これは恐らく来年度の前半についても議論は続いていくと思うんですが、その辺で、今の豊田議長も広報機能、これはやはりかなり強化していかなあかんということがございますので、それを受けて、事務局としてもできるだけ広報部分というのは特に、議会が何をしているかわからないという市民のお声も、シティ・ミーティングとか、ああいうのを開い

ていただいても、これはやはり少なからずございますので、この辺は。ほかもちろんいろいろ政策提案機能とか、強化はしていくつもりではおるんですが、特にこの部分をやはり強く力を入れていきたいなと事務局としても思っておるところでございます。

○ 中川雅晶委員

ありがとうございました。

私も、議会の研修会においても、議会だよりというのは大切ですよというふうにありましたし、私、初めて広報広聴委員を務めさせていただいたんですけど、議会だよりを含めた広報広聴機能というのは、今後やっぱり充実していかなくちゃいけないという部分なので、引き続き、改選期ではありますけど、平成30年度、しっかりとこの辺は次に継げられるように議論していきたいので、そのサポートをぜひ議会事務局にお願いしたいと思います。

以上です。

○ 村山繁生委員長

特にことしの広報広聴委員会は活発というか、最高でしたよね、回数。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

まだまだ続く。

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

来年度かもわからないですけど、今、ICTの活用の何か、特別の議題というか、議論をされておりますよね。いろんな部分のICT化というか、どれだけそれが出てくるかわかりませんが、先ほど言ったように、広報機能であったりとか広聴機能であったりとかを高めるという意味においたりとか、政策を立案していくのを高めるとかという意味において、その辺もいいものは取り入れていかなくちゃいけないというふうに思いますので、となると、それはソフトの部分、お金のかからない部分もあるかもしれないですけど、ハードの部分の整備をしていかなくちゃいけないという部分があれば、当然、計画的に整備

をしていかなきゃいけないという部分も出てきますので、そういうのも検証した上で、こういう次の、次年度、次々年度への予算計上へつなげていただけるような形で、議会側からもこういうふうなこと、ということ計画した上で予算も要求してもらわなきゃいけないので、そういう議会事務局のルーチンワークのような予算ではなくて、やっぱりある一種、ちゃんと方向性というか、方針を決めた上で予算計上していくような形でまたサポートいただければなと思います。その辺の所見だけお伺いしたい。

○ 村山繁生委員長

その辺の方向性はどうですか。

○ 岡本議会事務局長

ありがとうございます。

実はもう本当に4年の議員さんの任期で結構見直しというか、新しい予算組みをしていかならんものが少なからずございます。例えば、今1人1台のような形で使っていたいておるパソコンの関係も、ちょっと任期で、いわゆるこれが切れてしまいますし、その辺で、今、議会のICT推進検討会でもかなりいろいろ、ITの仕組みを使った新しい取り組みも考えていただいていますし、その辺、恐らく広報広聴委員会で議論していただく部分、議会運営委員会で議論していただく部分、いろいろ分かれてはくと思うんですが、恐らくICTの推進の議論も来年度早々には一定の結論を出していただけるようなことも聞いておりますので、それをそれぞれの所管の会議で、当然、事務局も一緒になって議論をさせていただいて、平成31年度については、ちょうどまた新しい任期ということで、4年の任期が議員の皆様、始まると思いますので、それからいろいろ検討の上、新しい取り組みを取り入れたものが、予算も計上して、そして、新しい年度から使っていただけるように、そして、もちろん平成30年度もできる分についてはぜひとも取り入れた形でやっていきたいと思いますので、その辺、事務局も頑張らせていただこうと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

ありがとうございます。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

事務局の職員、能力の高い人がたくさん集まっていたいて、しっかりと議会活動のサポートをしていただいているし、本当にありがたいなというふうな思いがするんですが、そういう議会側としては先進的な議会として頑張っているんだけど、事務局もそれについていくというか、リードしていってもらって事務局でなきゃならないなと。そういう意味でいうと、職員の能力をアップさせるためのメニューというのがここではちょっと余り見えてこないけれども、何かその辺というのは工夫というのはあるんですか。例えば職員研修に……。余り、これ、議会事務局の皆さんの内容にはそぐわないところもたくさんあるんやけど、特に議会事務局としての特化した研修なり、何かに参加するなりとか、先進的なところの事務局を視察に行くなりとか、そういう何かというのはないんですか。

○ 岡本議会事務局長

おっしゃられるとおり、当然、本当に、議員の皆様のサポートを適切にしていこうと思えば、事務局の能力も高めていく必要がございますので、研修とかそういうのは大事だと思っております。議会絡みの研修も全国でいろいろやっておりますので、当然、その辺に積極的に職員を派遣して、帰ってきた職員からその成果を聞き取って、それを全職員に波及させていくというのはもちろん恒常的にもやっておりますし、それぞれ職場内でも、議会事務局内でも研修を自発的に開いたりして、その辺は日々新しいものを取り入れようとはしているんですが、将来的にはちょっと、例えば来年度すぐというわけにはいかないのかもわかりませんが、もちろん議決をきっちりやっていただくというのも大事ですけども、政策立案とかそういうことも、やはり今後どんどんほかの自治体の議会さんも頑張ってくると思っていますので、四日市もそれに負けずに積極的にやっていく必要も出てくると思いますので、場合によったら、そういう派遣研修とか、人員をちょっと長期に派遣して研修するとかそういうことも、ちょっと今、来年度すぐというのは無理かもわかりませんが、中長期的には、ぜひとも執行部とも協議の上、考えていきたいと、今のところちょっと個人的にはそう思っておるところでございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

ぜひそういう視点を持っていただいて、予算も見えるところへぼんと出していただければよりいいと思うし、サポートする体制がより充実してくると思いますので、ぜひまた取り組みのほう、よろしくをお願いします。

以上です。

○ 村山繁生委員長

お願いいたします。

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

では、質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もないようですので、採決に移ります。

それでは、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第1款議会費について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第1款議会費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

なお、全体会の項目もよろしいですね。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、これで議会事務局の審査を終了いたしました。お疲れさまでした。

これで全部部局を終了したんですけど、その他で何かありましたら。

○ 早川新平委員

私、人権啓発リーダーの養成事業の発言の中で、本意ではない表現となったこと、自分でも考えると、そういうところがあったと思いますので、委員長のもとで議事録の訂正のほうをお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

今、早川委員からそういう申し出がありました。正副としては申し出を受けたいと思いますが、認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、そのような訂正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これで、その他の事項はきのうもう全部終了しておりますので、予算分科会長報告、委員長報告は正副に一任していただけますか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

それから、所管事務調査が4月12日に決まりました。入札制度について、きのうは森委員から入札制度の検証ということでしたが、これ、継続事項になっておりまして、入札制度という名前で、入札制度についてということで継続になっておりますので、これでいきたいと思いますが、何かこういう内容の資料を求めるものはありますか、森委員。

○ 森 康哲委員

過去3年における抽選率。どれくらい抽選になっているのかというのがわかる資料に基づいて……。

○ 村山繁生委員長

過去3年の抽選率ね。

○ 森 康哲委員

はい。推移がわかるようなね。

○ 村山繁生委員長

についてわかるような資料、それだけでよろしかった。あとは今までの出た資料がいろいろありますけれども。

○ 森 康哲委員

そうですね。

○ 村山繁生委員長

じゃ、まず、これを、過去3年の抽選率がわかるような資料ということですね。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 村山繁生委員長

わかりました。

それでは、これで予算常任委員会総務分科会並びに総務常任委員会を閉じたいと思います。連日本当にお疲れさまでございました。ご協力ありがとうございました。

16 : 03 閉議